

平成27年第6回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成27年9月7日(月)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 平成27年9月8日(火)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(12名)

|           |               |
|-----------|---------------|
| 1番 光岡美里君  | 2番 末吉克巳君      |
| 3番 岡本則夫君  | 4番 中川ゆかり君     |
| 5番 主枝幸子君  | 6番 奥村富士雄君     |
| 7番 柚木喬君   | 8番 三登信秀君      |
| 9番 瀧野純敏君  | 10番 中雅洋君      |
| 11番 大田直樹君 | 12番 川本英輔君(議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町 長    | 吉田隆行君 |
| 副町長    | 岡崎泰充君 |
| 教育長    | 枝廣泰知君 |
| 技 監    | 藤原博明君 |
| 総務部長   | 新木之博君 |
| 民生部長   | 奥至雅君  |
| 教育次長   | 河本和彦君 |
| 会計管理者  | 山根道春君 |
| 総務課長   | 中村政愛君 |
| 企画財政課長 | 車地孝幸君 |
| 税務住民課長 | 中村輝彦君 |

|        |          |
|--------|----------|
| 民生課長   | 高橋 篤江 君  |
| 保険健康課長 | 増木 梨江 君  |
| 環境防災課長 | 藤本 大一郎 君 |
| 産業建設課長 | 西谷 伸弘 君  |
| 都市計画課長 | 藤井 建輝 君  |
| 学校教育課長 | 新谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長 | 福嶋 浩二 君  |
| 出納室長   | 吉原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 大 畠 英 司 君 |
| 係 長 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

#### 8. 議 事 日 程

##### 議 事

|      |        |                                     |
|------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1 |        | 「一般質問」                              |
| 日程第2 | 議案第50号 | 「平成26年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」         |
| 日程第3 | 議案第51号 | 「平成26年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 |
| 日程第4 | 議案第52号 | 「平成26年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」    |
| 日程第5 | 議案第53号 | 「平成26年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」   |
| 日程第6 | 議案第54号 | 「平成26年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」  |
| 日程第7 | 諮問第1号  | 「人権擁護委員の候補者の推薦について」                 |
| 日程第8 | 発議第4号  | 「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充              |

を求める意見書について」

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議長 (川本英輔議員) 皆様におかれましては、忙しい中、たくさんおいでいただき、ありがとうございます。

また、本日は坂小学校6年生児童の皆さんが傍聴に来ていただきました。

○坂小学校児童 きょうは1日、よろしくをお願いします。

○議長 (川本英輔議員) なお、児童の皆さんには、これから一般質問が始まりますけれども、わかりにくい部分があるかと思えますけれども、しっかり学習をしていただいて、これからの学校生活に活かしていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議会事務局長 (大島英司君) 皆様、御起立をお願いいたします。

一同、御礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長 (大島英司君) 着席ください。

○議長 (川本英輔議員) 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付いたしております質問通告表のとおり、10名から12問の質問事項が通告されております。それでは、1問ずつ順次発言を許します。

なお、いつものことではありますが、質問の際には要点を絞って発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

5番主枝幸子議員から「子供の読書環境の充実」について質問願います。

主枝議員。

○5番 (主枝幸子議員) 「子供の読書環境の充実」についてお伺いします。

現在、子供たちを取り巻く環境はテレビやゲームだけでなく、携帯電話、スマホ、インターネットなどのメディアの影響もあり、ともすれば活字離れに陥りやすい現状にあります。この傾向は、今後、さらに深刻化するのではないかと懸念しています。

読書活動は子供たちが言葉を学び、表現力を高め、想像力を豊かにするとともに、豊かな感性を育み、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものとして、坂町においても各学校で朝読などを実施し、読書習慣に力を注ぎ、言葉の教育に力を入れ、積極的に取り組んでおられることは承知しております。

そこで、子供たちが本を親しむ場所として重要な役割を果たす学校の図書室に選任司書を配置して、本の紹介や展示方法などを工夫し、読書に興味を湧くような図書室の雰囲気づくりを行い、読書環境の充実に努めることが必要と考えます。

学校司書の配置は読書活動の推進に重要なものであって、教員一人一人の仕事量が増している中、クラス担任をしている教員が司書の仕事も兼務することは困難であって、学校図書の充実だけでなく、学校教育の充実にとっても必要と考えます。教育委員会のお考えをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「子供の読書環境の充実の件」についてお答えいたします。

子供の読書習慣を形成していく上で学校は非常に重要な役割を担っており、学習指導要領においても、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することと示されております。

本町の小中学校におきましては、本に親しむとともに、図書館を活用できる子供を育てることを目標とする読書活動推進計画を作成し、これに基づき学校図書館を計画的に活用しているところでございます。

平成27年4月から、学校図書館の充実のために、学級担任などでもある司書教諭に加え、学校図書館の利用促進に専門的知識を有する学校司書を置くよう努めなければならないと学校図書館法が改正されたことは承知しております。

これまでも学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップのもと、司書教諭が中心となり、学級担任、図書委員会及び地域、保護者による読み聞かせボランティア等が連携して、それぞれの立場から学校図書館の機能の充実に努めております。

平成26年度からは、町立図書館司書による小中学校図書館の巡回指導を実施しております。このことにより、町立図書館と学校との連携が深まり、利用促進として本紹介コーナーや児童書の配架整備及び本の分類法、並べ方についての助言ができ、学校図書館の機能が高まっております。

このほかにも学校の図書委員会が行う図書の貸し出しや返却作業、図書室の整理整

頓、図書展示といった活動が積極的になり、図書室は居心地のよい空間として学校に位置づいております。

議員御指摘のとおり、子供たちの読書環境の充実を図り、主体的な読書活動を進めることで、活字離れになる傾向は改善すると考えております。教育委員会といたしましては、今後も引き続き、専門的知識を有する町立図書館司書が巡回指導を行い、各校の司書教諭と連携を図ることで学校図書の充実は図られていくと考えておりますので、選任の学校司書の配置につきましては、現在のところ考えておりません。

御理解のほど、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 私も小学校の図書室を見ました。1カ月に3時間程度、司書の方が行かれるそうです。今までよりきれいにはなっています。でも学校の図書室にある本は古い本も多くあるような気がします。図書の入れかえや図書の購入は誰が行い、どのように利用しているのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 学校の図書の購入についてお答えします。

学校の図書の選択は、図書購入希望調査を行い、各学校の図書館司書が取りまとめ、校長の決裁を得て購入しております。国語の教科書で掲載しているお勧め本や、町立図書館司書からのアドバイスも購入選定の参考にさせていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 最終的には図書館の司書を活用されているということですが、図書館には司書資格を持った職員は1名しかないと思います。坂町の図書司書の方は積極的に読み聞かせの事業に取り組んでおられます。

一つ紹介させてください。

先日、ぬいぐるみのお泊まり会に参加された保護者の方の話を聞きますと、子供の好きなぬいぐるみを一緒に行事に参加し、そのぬいぐるみをお泊まりさせて、司書の方は夜中のぬいぐるみの寝相や、ぬいぐるみが選んだ好きな絵本などの様子を写真に写して親子にプレゼントしました。ぬいぐるみが選んだ絵本を保護者が借りて帰って、子供に読み聞かせをすると、子供がぬいぐるみに読み聞かせをしたそうです。それから子供が本やぬいぐるみを大事にし、本に対して興味を持ったそうです。

図書館だけでなく、学校においてもいろいろアイデアを出して、興味が湧く読書環境を考えていただけたらと思います。でも1人では時間が足りないと思います。

そこで、図書館の司書をふやして、図書館と学校の図書室を充実させるお考えはないでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

現在、坂町立図書館におきましては、司書1名と事務補助員4名の5名体制で行っておりますが、業務内容につきましては、本の選定や資料作成、分類、貸し出し業務、読書案内等を行っております。

また、先ほども教育長申されましたように、月に1回、約3時間ずつ、業務に支障のない日に町内の学校を訪問して、学校の司書教諭との情報交換や、本の整理の指導などを行っております。

また、小学校と連携をいたしまして、子供司書の養成講座を実施し、毎年5名程度の子供司書に学校の図書室において活躍してもらうなど、充実した活動が行われていること、また図書館の運営のほうにも支障を来していないことから、現段階では図書館の司書の増員については考えておりません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 読書の習慣は幼いころから養われるもので、まず保護者の読み聞かせの意識が重要になってくると思います。乳児健診などで絵本の読み聞かせを行う自治体が多く、坂町でも行われていると思いますが、ゼロ歳児に健診の機会に絵本をプレゼントし、読み聞かせの楽しさを親子で体験し、読書の重要性を啓発するブックスタートを近隣町が実施しています。まず、熊野、府中、海田はやっております。

私はブックスタート事業が絶対とは思っていませんが、坂町ではブックスタートにかかわる何か実施されていることがあれば、その内容と状況をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

ブックスタートの目的の一つでもございます絵本の読み聞かせを通して親子の触れ合いや読み聞かせの大切さ、楽しさを伝えるということにつきましては、図書館におきまして、月2回、第3木曜日と第4木曜日に乳幼児に対しての絵本の読み聞かせを

行っております。

また、絵本の選び方の相談を受けたりとか、また本を好きになっていただけるような活動を実施いたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 次に、保育園の状況について質問します。

ことし4月から坂保育所と小屋浦保育所が民営化されましたが、絵本の読み聞かせや絵本の整備状況などを十分されているのか、また読書の重要性について保護者への啓発はできているのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 現在、町内の4保育園の絵本の整備状況なんですが、坂みみょう保育園が約3千冊、横浜若竹保育園が約1,600冊、小屋浦みみょう保育園が約2千冊、なぎさ若竹保育園が約1,300冊となっております。

絵本の読み聞かせは子供の感性を豊かにし、想像力を育てるという理由から、ゼロ・1・2歳児は保育士の膝の上で、また3歳以上児については同年齢クラスの子供や他のクラスの子供たちと一緒に絵本を見たりするなどして、日々、いろんな場面で絵本の読み聞かせを行っております。

また、週に1回、絵本の貸し出しを行い、家庭での読み聞かせが充実できるような形をとっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 最後の質問になりますが、図書館司書、先生、保護者は、子供と本をつなぐ重要な役割をしていると思いますが、また、読み聞かせボランティアもその一つだと考えています。読み聞かせボランティアについてどのように考えておられるのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

議員さん御指摘のとおり、読み聞かせボランティアが子供と本をつなぐ大きな役割を担っていることは把握しております。生涯学習課におきましても、読み聞かせボランティアの養成に長年取り組んでいるところでございます。

しかしながら、養成講座を受講されたとしても、すぐに読み聞かせボランティアとして活躍できるものではなく、その養成には大変苦勞しているところでございます。

しかし、今年度は養成講座を開催し、ボランティアグループ1団体を立ち上げることができました。現在、このグループにおきましては、坂小学校で読み聞かせボランティアとして活躍していただいております。今後も継続的に読み聞かせボランティアの養成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 4番中川ゆかり議員から「町内保育園民営化について」を質問願います。

中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 「町内保育園民営化について」お伺いします。

坂町立坂保育所、小屋浦保育所が坂みみょう保育園、小屋浦みみょう保育園となり、民営化されて5カ月たちました。今回の民営化により、先に民営化されている横浜若竹保育園、なぎさ若竹保育園と、町内4カ所全ての保育園が民営となりました。

先日、訪れた際には、各保育園それぞれの個性的な保育の特徴が見受けられ、何より園児の生き生きとした瞳や素直な行動に、坂町の明日を担う子供たちの高い可能性を感じました。

地域性や環境、保育理念などが違う保育の中で、特に際立っていたのが、始まりや終わりの挨拶が徹底されていることです。これは坂町の教育の場で推進されている礼節が保育と連携されているのだと、改めて保育の連携の大切さを感じました。

その中で唯一気がかりなのは、なぎさ若竹保育園の園児が減少していることです。今後、引き続き定員割れの状況が続いた場合、町はどのように対策をとられるのか、関係当局の見解をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町内保育園の民営化について」の件についてお答えをいたします。

本年4月、町立で運営しておりました坂保育所、小屋浦保育所を社会福祉法人微妙福祉会に移管をし、町内全ての保育園が民営化となりました。これにより、月齢の低い乳幼児の保育や延長保育など、保護者の多様なニーズに迅速かつ柔軟な対応が可能となるとともに、運営費におきましても、国、県からの補助を受けることが可能とな

り、民営化による削減額を平成27年度ベースで約1億2千万円と試算をいたしております。

この削減した予算につきましては、乳幼児医療費を初め、幼稚園就園奨励金、留守家庭児童会、肺炎球菌予防接種等、数々の社会保障費の助成に充当をしており、今後も財源の確保に留意をしながら、社会保障のソフト面の充実を図ってまいりたいと考えております。

御質問のなぎさ若竹保育園の園児の減少に対する町の対応についてでございますが、議員が御心配をされているのは、本年4月でのなぎさ若竹保育園児童数が昨年と比べ26人減少していることだと思います。今年度のなぎさ若竹保育園の入園状況を見ますと、就職内定や産休明けの就労再開等を理由に、年度途中での入園申し込みが多く、8月には69名に、10月には78名となる予定で、12月末には定員の80名に達するものと考えております。

また、なぎさ若竹保育園は町内の他の保育園と異なり、平成18年に平成ヶ浜の子育て支援住宅と一体的に整備をした保育園であるため、子育て支援住宅入居児童を優先させていただいておりますが、その住宅に入居されているゼロ歳から6歳までの入園対象児童数はここ数年変動がありません。そのため4月時の入園児童数の減少は一時的なものであり、今後もなぎさ若竹保育園への入園児童数はこれまでどおり維持されると予測をいたしておりますので、減少対策につきましては今のところ考えておりません。

今後もそれぞれの園で民営化の利点を生かし、地域の皆様に信頼される運営ができるよう、各保育園と町とが一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 12月には定員に達するものと答弁にありましたので安心いたしました。これからもなぎさ若竹だけではなく、町内4カ所の保育園を全て見守ってまいりたいと思います。

先ほど答弁にもありましたけど、現在、なぎさ若竹保育園は県営子育て支援住宅のみの入園となっています。県営住宅の隣の元県有地に102棟のマンションの建設が進められていますが、将来的に立地の近いなぎさ若竹保育園へ通園させたいと言われ

る方への対応はどのようにされますか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、なぎさ若竹保育園は、隣接する県営・町営住宅の子育て支援住宅の方が入園を目的に入居されている方が多いため、現在の優先順位を解くことは考えておりません。

また、そのため、建設予定のマンションへの入居は、なぎさ若竹は含んでおりません。

ただし、増加人数分については、横浜若竹、坂みみょう保育園の2園で対応できると予測しております。

また、町内の県営・町営住宅、あるいは借家に入居されている方が新しいマンションに転居されることも予想されておりますことで、各保育園の人数がどれくらいになるかは、現在のところ定まっていない状況でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 答弁を聞きましたら、もうなぎさ若竹保育園の場合は、県営と子育て支援住宅のみというのは、先ほどと質問が重複するかもしれませんが、将来的にもうそこだけで、ほかの住宅のほうから変わることも絶対ないということですか。もう一度、お聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 今現在、なぎさ若竹保育園には入園の優先制限や学区制という制限はありませんが、学区と合わせ保育園を選択するということで、保護者が選択をされております。

しかし、今後、広島市内のように、園の特徴に合わせ保育園を選択するようになった場合、議員御指摘のように、入園児童数に偏りが生じると考えられます。しかしながら、町内の各保育園は町内在住の保育園の人数に合わせて定員を定めております関係から、児童の定員がそこだけ大幅に減るということはありません。なぎさ若竹保育園に関しましても、当初は定員が60名だったんですが、子供の人数がふえたということで、今現在、80名にしております。

そういうようなことで、全体の保育所の定員数を勘案して保育所の定員は定めてまいります。ただし、保育園の特性によって、保護者がその保育園に行きたいということで、保育園に偏りが生じた場合には、その原因をうちの町の担当部局のほうで確

認をし、対策が必要という課題が見つかった場合には、町のほうがその運営法人のほうに出向き、指導、助言等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） よくわかりました。ありがとうございました。

次に、連携についてお聞きします。

小屋浦地区という地域性があると思われませんが、小屋浦のみみょう保育園と小学校が年間計画を立てた上での連携を行っているとお聞きしましたが、どのような活動を行っているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 小屋浦小学校とみみょう保育園の連携について紹介させていただきます。

先ほど議員さんもおっしゃられましたけれど、小屋浦小学校とみみょう保育園はつながる小屋浦っ子というスローガンのもと、計画性を持って連携を保っております。

1学期は、これは平成14年度から始まったんですけども、合同運動会ということで、保育園の子供と小学校の児童がともに運動会のほうを行っております。一、二年生と保育園のつながりとしたしましては、退場門をともに作成を行いました。三、四年生は競技に使う道具をともに作成いたしました。五、六年生につきましては、保育園の競技を手伝い、準備等々を行っております。

ほかに1学期はジャガイモ掘り、タマネギの収穫も行っております。ジャガイモやタマネギは幼児が保育園のときに植えたもので、それを学校になってともに収穫したものです。

2学期は秋祭りに向けて、小学生と保育園とがともに活動を行っていきました。

3学期は入学説明会、今度、新しく小学校に入ってくる新1年生に向けて、5年生が企画をして、触れ合いの会を行っております。

以上が、小屋浦小学校とみみょう保育園の連携を紹介させていただいた内容です。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 最後になりますが、保育と教育の連携につきましては、保育園園長が教育を考える会に参加する中で、保育と教育の連携がより効果的に推進されているのは確かなものではあります。これからの取り組みについて教育長にお願

いします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 保育園と小中学校の連携につきましては、従前から小学校入学前の就学指導、あるいは中学生が保育所・園に出向いて職場体験、また保育体験を実施をしております。

先ほど議員さん言われましたように、昨年度から坂町の教育を考える会のほうにも保育園の園長さんに出席いただいております。その結果、小中学校と保育園の結びつき、連携というのは一層深まっているなというふうに感じているところでございます。

今後につきましてはでございますけども、今、申しましたように、連携がさらに強まっておりますので、そうした中で得た情報を十分生かして、子供たち、また保護者が安心して学校のほうに来ていただけるように配慮してまいりたいと思います。

また、今、家庭へ向けて、家庭は全ての教育の出発点であるといったようなチラシもつくったところでございますけども、それを保育所・園、また学校のほうが共通認識を持ちまして、また、我々教育委員会のほうも民生部と連携をしっかりといたしまして、民生委員・児童委員の皆様、また地域の皆様の協力を得ながら、坂町の教育を前に進めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 9番瀧野純敏議員から「マイナンバー制度に対するセキュリティーは万全か」について質問願います。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 「マイナンバー制度に対するセキュリティーは万全か」について質問をいたします。

マイナンバー制度が10月スタートするが、町行政での対応はどのようになっているのか。

つい最近、日本年金機構がサイバー攻撃により、約101万件の情報流出事件が発覚した。膨大な個人情報を扱う町行政のセキュリティーは十分なのか。プライバシー制度の監視、監督ばかり考えていては、思わぬ落とし穴があるような気がしてならない。情報が流出すると住民に多大な迷惑をかけることになり、町のマイナンバー制度自体に支障を来すのではないか。町当局の見解を伺う。

1、坂町のセキュリティーは万全か。

2、もし情報流出事件があった場合は、誰が責任をとるのか。

3、マイナンバーの利用範囲はどうなるのか。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「マイナンバー制度に対するセキュリティーは万全か」の件についてお答えをいたします。

本制度につきましては社会保障、税及び災害対策の3分野において、国の機関や地方自治体などが保有する個人の情報を個人番号により連携させるもので、本年10月から、住民票を有する方に12桁の個人番号が通知され、平成28年1月から、税の手続や年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続で個人番号の利用が開始されます。

その後、平成29年1月から、国の機関同士で先行して情報連携が開始され、同年7月からは、地方自治体も情報連携に加わるようになっております。

御質問1点目の、坂町のセキュリティーは万全かについてでございますが、現在、本町では保有する住民基本台帳や税情報、保険情報等の基幹システム回線とインターネット回線は完全に分離されているため、外部に情報が流出することはありません。今後、個人番号の導入に伴う国の具体的指針に基づき、情報保護装置の設置などのシステム改修を行うとともに、国や他の自治体等との情報連携に際しましては、個人番号を含む個人情報を暗号化した上で、インターネットから切り離れた行政専用の回線である総合行政ネットワークを使用することとなっております。こうしたことから、インターネットによるサイバー攻撃等により情報が漏えいすることはないものと考えております。

御質問2点目の、もし情報流出事件があった場合は、誰が責任をとるのかについてでございますが、法律では事務従事者等が正当な理由がないのに特定個人情報を提供をしたときは、懲役または罰金に処せられるなど厳しい罰則規定が設けられております。

また、個人情報保護法よりも厳格な保護措置が設けられており、本町におきましては、個人番号を含む個人情報の取り扱いにつきまして必要な措置を講じるため、本定例化において提案をいたしました坂町特定個人情報保護条例の規定に基づき、安全かつ適切な取り扱いに取り組むことといたしております。

万が一、情報流出事件が発生した場合には、事件の経緯、内容等にもよりますが、

一般的には最終的な監督責任は、町長、私にあるものと考えております。

御質問3点目の、マイナンバーの利用範囲はどうなるのかについてでございますが、マイナンバーを利用できる事務及び情報連携できる関係行政庁等は、社会保障、税及び災害対策の3分野の範囲内において法令で定められており、それ以外の利用については厳しく制限をされております。

いずれにいたしましても、情報漏えい対策につきましては、技術的な安全対策を講じるとともに、運用面における情報保護、管理を徹底し、万全を期してまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 町長から、安心して完全に防御できるというて聞いたんですけれども、まず一つ、褒めておきます。

先ほど言うように、基幹系、情報系のネットワークがインターネットと分離されておるのは、全国で、この間、多分、ここには総務省から来ておるはずなんです、離しておるかいうのを。来たところが、それが総務省から出しておる中で、1,789の市町村、全部来とるんですね。都道府県も市町村もやって。その中で1割しかインターネット分離しとるところがなかったんです。その1割の中で坂が入っところという事は、本当に素晴らしい職員がおったことは感服します。ありがとうございます。一つお礼を言っておきます。

ですが、ただ私が言いたいのは、これ、社会保険庁がやったのも一つ、何か、これは年金機構だったんですよ、本当は。社会保険庁だったんです。そしたら漏えいがあり、ミスがあって、年金機構に変えた。そしたら年金機構に変えたところが、ごそつと中間、要は管理職をやめらして、あとは全部一緒になって、わからんからいうてやったところが、今度はこういうサイバー攻撃でなったわけなんです。

そしたら、今、世界において、例のアメリカの世界最強の防御、軍事施設であるペンタゴン、これがばれましたよね。それから昨日の新聞ですか、何がばれたか。日本ですよ。日本の司法試験が簡単にばれる。これなんか本当に防御の機械も最高のものなんです。それでもたった1人の大学教授が、若い試験、入社する人に、おい、これええのいうてばらしてしまう。簡単にばれるんですよ。

私が言いたいのは、確かに町も防御が要る。新しい機械でやります。やるが、それで人員はどうなのか。その辺を、本当にこれで、何が言いたいかといったら、責任、

監督管理、要するに監督課ぐらいを、このマイナンバー制度に対してやる気があるのか、その辺を一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

おっしゃられるように、機械的などといいますか、そういったような対策をとるのは一つ重要なことございまして、さらには、どうしても人間が取り扱う、我々職員が取り扱うものになるわけですから、当然職員がそういう意識を持って、必ず安全に取り扱う。実質的な部分につきましては、現在もやっておるんですけども、各業務ごとで、各業務の職員が見れるのは、当然担当業務のみになっておるわけでございます。他の業務について、その職員が現在でも見ることはできませんし、その情報を知ることとできないような仕組みをとっております。

今後においても、各担当課担当課長の管理監督のもと、各業務において、そういった安全対策、あるいは教育も含めて職員の品質管理、危機管理を今後ともさらに一層高めてまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） このマイナンバー制度に何があるか。坂町に高齢者、障害者、認知症の方、ひとり暮らしの高齢者、いろんな方がいらっしゃるんです。この方々に通知カードを発行する。全員に発行する。今、これで町が安心しとれるのか。そうではないんですよ。12桁のものをやって、確かに私も持ってますよ。こういう住民基本台帳カード、町もつくりましたよね、これね。これもつくったけど、坂町は1万3千で何人持つとるか。これと一緒に、それすらないのに、今度、カードを発行して、それを高齢者や年寄り、ましてや字が書けん人もおりますよ。書きにくい人もおりますよ。それに配ってどうするのか。それでセキュリティーがもてるかいうことを聞きたいんです。そして、そのためには、私の言うのは何かいうたら、どうですか、持てん人、難しい人には、町で管理するか、セキュリティーを。そうでないと、恐らく10月1日に全員にばっと配ります。私に言わせたら、確実に1割から1割5分は届かん人がおりますよ。どうしてかいうたら、病院に入るとる。旅行に行くとる。そのときに、平気でポストに入れるんか。この大事な大事なものを、それがこれぐらいならまだいいですよ、1個か2個ある。だけど今度、これはこれから先、心配なんですよ。

それからもう一つ言います。これは赤ちゃんから高齢者まで全員なんです。そした

ら、今、小学生も来られとるから、全員になんですよ。そしたら誰が管理するのか。ほいじゃあ、子供に関しては誰が管理するか。その辺も町も考えにゃいけん。国も考えにゃいけんけど、それよりはもう国のことじゃない。町は町のことで独自でも考える用意があるんじゃないか思うんで、その辺はどうなのか。

それは何かいうたら、一番私も端的に言えば、怒られるか知らんけど、これが見やすいのは国税、税務署、税務課、民生課だけです。町民から見たら、全く今まででも自由なんです。健康保険証があって、免許証があって、何の不自由もない。恐らく坂町の中でそれに対して不便を感じとるという人はないはずです。マイナンバーが要るわけではない。

ましてやこれ、通知カードの中でまた個人カードをつくれ、つくれいうて。まず言っておきますけど、この辺も聞かせてください。

個人カードは、これをやるように、あんまり宣伝せんと、本当に要るもん以外は勧めんようにする、その辺を一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） 御心配をいただいておりますところでございますけども、御承知のように、マイナンバー制度は国によって、全国の全ての市町村が同様の取り組みをこの10月からさせていただくわけでございます。

おっしゃられるように、高齢者の方とかおられます。まずはこの通知番号が、皆さん、10月5日、住民票がある方全員に12桁の番号を送付させていただくわけなんですけど、これはまず簡易書留で送付をさせていただきます。

その後、来年の1月から、個人番号カードが必要な方については、窓口に来ていただいて申請をいただければ、今後、公的身分証明書にかわる個人番号が無料で交付されるわけでございます。

国はこういったものを、要は制度的にすばらしいというか、今後、3分野について有効に活用するために、当然国は周知をしてPRもしていくわけでございますので、坂町も同様に、国のそういった指針にのっとりさせていただくようにするわけでございますが、御心配の趣もある、例えば高齢者の方であるとか、そういったよくわからない方については、税務住民課の窓口等で親切によりわかりやすく、そういったものは説明をさせていただくことにしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） もう一つ、セキュリティーに関しては、坂町では今度、何ぼナンバーが入っておっても書類はつくりますよね、あそこのところに入っとるわけじゃないんだから。そのときに、書類をこうやってナンバーの入った書類が一体、これがもしかミスがあったら何とかいうけど、廃棄するときにはどうするんですか。その辺を一つ実質的に言えば、今ごろやりよるシュレッダーでやるんじゃないけど、このシュレッダーにも問題があるんですよ。この間、プレジデントの中に載っておるのは、今は5ミリか3ミリのシュレッダーでも、ナンバーなんか特に簡単にプロの罪人にやった人、さっと出したらすぐできます。それで、今、高性能が0.何ぼにちぎる分があるらしいです。その辺までを考えてあるのか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

当然、こういったマイナンバーが記載されとるようなプライバシーにかかわる書類については、現在もなんですが、シュレッダー処理をさせていただいております。その後、現在、職員では、安芸地区衛生施設管理組合の安芸クリーンセンターへ直投して、それを直接焼却をするような形にしておりますので、そのシュレッダー処理については問題がないものと考えております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 今度は次の、要するに誰が責任とるか。確かに厳しい法律があるから、町長が最終的には責任とるいうて言うとりますけど、何ぼつくっても、日本であれだけきつい法律をつくっても殺人も起きます。泥棒も起きます。こうやってサイバー攻撃も起きます。だから、やはり私が言うように、監督課をつくって、それから町長独自に、これをやらなかったら私は首になるんど、どう思うんなぐらいの、本当に101人本気でやらんと、まあええわいうて、たった安易なことでパソコンをぽっと開いたり、これはそうしたときに誰が本当に課長が首になるのか、そうでしょ。民間だったら即首ですよ。社長でも首ですよ。それが何で官庁はならんのか。このたびの年金機構でもそうでしょ。誰一人ならんのですよ。それで平気でやって、真っ黒いセルシオやクラウン乗り回して、これがあながちいいのか。そのあげくに、あれなんかでも125万件のわび状を出してるんですよ。誰の銭です。税金で出しとるんですよ。だから、その辺を本気で責任、町長までにどのようにするんか、ひとつ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

申し上げましたように、まず一つは、技術的な運用を、安全対策を図るということで、インターネットとも切り離して運用をする。議員さんも言っていただきましたように、いわゆるインターネットからの攻撃をできるだけ排除する。今は完全に分離しているんですが、今後、国と地方とのそういう情報の伝達が、今度、暗号化をしながら、行政専用の総合ネットワークでするようなことの対策を行います。

また、重複するんですが、職員の取り扱い、人間がどうしても取り扱うということになるので、現在でもそういう対策といたしますか、セキュリティーの規定がございまして、ちょっと申し上げましたが、各業務ごと、その業務に携わる職員しか見れない、あるいは、例えば戸籍なんかを取り扱う業務については、よそから画面も見ることができないような、いろんなそうした対策を現在も講じておるんですが、このマイナンバーについては、昨日、議決をいただきました特定個人情報の条例を制定させていただくことになるわけなんです、これについても国の法律も罰則も非常に厳しくなっておりますし、坂町では町長を筆頭に、我々職員、危機管理、品質管理をさらに徹底して、職員の、またもう一度、確認を徹底するように、今後、してまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 最後のマイナンバーの利用範囲なんです、これは今、町長が言われるように、これだけ以外には、国から大体制度をつくれれば、次から次から今の国家安全法もそのとおり、だからこのマイナンバー法もあれだけの法律があるんですから、極力、町内にはこれ以外入っても、早くにせず、ゆっくりするように考えてもらいたいんですよ。だから、これ以上絶対にふえんといいたいです。でもどれぐらいの期日でそれが入ってくるのか、情報が、その辺だけちょっとひとつ聞かせてください。これ以上、三つ、四つ以外に。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時53分）

（再開 午前10時53分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） お答えをいたします。

利用範囲につきましては、現在、法律で定めてあるとおり、行政手続に係る部分において、税、保険、災害対策の面について、法律第何条第何号の規定に基づいて誰々が個人番号を利用できるというふうな規定になっております。

今後につきましては、先般も法律の改正がございまして、例えば預金口座云々という話がございました。預金口座とか予防接種の履歴については3年先を目途にやるというふうに法で定められることとなっておりますので、私どももその法の規定に基づいて、こういったマイナンバー制度の運用をしていくことになるということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 1番光岡美里議員から「坂町循環バスの高齢者割引」について質問願います。

光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 現在、坂町の循環バスの利用状況は良好な状態とは言えず、財政負担の軽減と将来的な継続運行につなげるために、坂町外の有識者を招き、検討会議を実施していると聞いております。

そこで提案ですが、循環バスの利用率向上と地域のつながりを強める目的から、バス利用料の高齢者割引は考えられないでしょうか。

地域のつながりはふれあいサロンやゲートボール等によってできているとは思いますが、しかし、一步発展させ、例えば友人が健康を損ねて手助けが必要になった場合に、循環バスを利用して手をかしたに行くといった、お互いに支え合う互助の促進を可能にするための一つの方法として、循環バス利用の促進を図ることが必要であると考えます。

また、地域包括ケアシステムを構築する上で、自助、互助の果たす役割が大きくなることを意識した取り組みが必要と指摘されています。この点からも、高齢者が循環バスを利用する際の経済的な負担を軽減し、安価な移動手段を確保することで、より自分らしい生活を送り続けることを可能にし、自助と互助の促進が図られると考えます。町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町循環バスの高齢者割引」の件についてお答えをいたします。

坂町循環バスは、平成15年4月に運行を開始して以来、13年目を迎えました。坂・小屋浦路線につきましては、議会の皆様を初め、関係各位の強い要望に応え、平成17年1月に運行を開始をいたしております。その間、地域住民の日常生活を支えるための交通手段として、平成26年度末現在、全体で約83万7千人もの多くの方々に御利用いただいております。

乗降客につきましては、回数券の利用が全体の94%、高齢者の割合が全体の70%でございます。

循環バスの料金につきましては、150円区間と300円区間を設けており、割引制度につきましては、回数券は150円券10枚つづりを千円で販売をいたしており、実質150円区間は100円、300円区間は200円で御利用をいただいております。他のバス事業者より多くの割引を実施をいたしている状況でございます。

運行経費につきましては、平成20年度以降、乗降客数の減少、広島県からの補助金の減額等により、年間約1,200万円程度の赤字運営となっております。

一方、坂町における高齢者福祉につきましてはさまざまな事業を推進をいたしております。代表的なものとしたしましては、老人クラブ、ふれあいサロンへの助成、敬老祝金等がありますが、これらの事業につきましては、他市町に比べても遜色のない補助等を既に行っており、手厚い高齢者福祉となっているところでございます。

このような状況の中で、議員提案の循環バスの高齢者割引につきましては、先ほども述べましたように、現在のバス料金は150円区間のところで回数券を利用した場合には100円で乗車できる割引を行っており、これ以上の割引は過剰過ぎる割引となるため、広島県からの補助金の削減も懸念をされております。

これらを踏まえ、坂町における高齢者への福祉施策のあり方について、公平性の観点を含め、総合的に検討すべきであると考えており、さらなる高齢者割引を設けることは難しいと言わざるを得ません。

まずは循環バスの運行における財政負担の軽減と、将来的な継続運行につなげるため、今年度、坂町循環バス検討委員会を再度立ち上げたところであり、この委員会には外部機関からオブザーバーとして有識者を招き、さまざまなアドバイスを受けながら、運行ルート、運行体系等について総合的に検討をすることといたしております。

これにより、坂町循環バス全体の利用促進が図られ、赤字運営の軽減及び継続的な運行が可能となるよう努めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 広島県からの補助金の減額も懸念されるとありましたが、具体的にどのくらい割り引くと減額の可能性が高くなるのでしょうか、教えてください。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 今現在、広島県からいただいております補助金につきましては、表見的には低廉な料金というふうな表現がしてございます。それを広島県に問い合わせてみますと、最低が100円というふうに県からは指導を受けておりますので、これ以上の割引につきましては、先ほど町長が述べましたように、県の補助金は削減される可能性があるということでございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 高齢者の割引について、高齢者にはちょっと過剰過ぎるというように答弁にありましたが、例えば障害者についても、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳、これらの手帳を取得している方は利用料金が半額になって、後身体障害者手帳と精神保健福祉手帳、これは1級、療育手帳についてはマルAとA、これらを取得されている方については、同乗者についても障害者の方と同等の金額の割引が受けられる、そういう状況にあると思います。高齢者だけが過剰過ぎる割引になるとは思えませんが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 割引制度につきましては、高齢者だけが割引をするというのではなく、バス全体の料金についての割引制度でございますので、そこはちょっと御理解いただきたいと思います。

障害者等の割引制度につきましても、坂町でも現在実施しております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 割引については、10枚つづりが1,500円になるものが千円になるというふうに説明を受けましたが、今、提案させていただいているのは、障害者の3障害、これらにも割引があるのですから、それとは別に高齢者割引も考えていただけないだろうかという考えなんです、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 先ほど答弁でもございましたように、全体約70%が高齢者の方ということで、この70%の高齢者の割引を設けるという御提案でございますが、現在、高齢者につきましてもさまざまな施策を行っておるところでございます。先ほど言ったふれあいサロンとか老人クラブ等の補助金等もいろいろ補助を行っているところで、バスに関しましては、受益をこうむった方に御負担いただいているというところがございます。

いろんな公平性等を考慮いたしまして、それだけを追加して割引を設けるということは、ちょっと難しいというふうにご検討いただいております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 質問でも言いましたように、今後、地域包括ケアシステムを構築する上では、自助と互助の役割が非常に大きくなるというふうに厚生労働省からの指摘もあります。自助とは、自分の力で生活していくことを指していて、互助とは、御近所さんなど周りの方々と助け合って生活していくことを指していますが、安価な移動手段を確保することによって、この互助の促進につなげたいとの思いが今回の質問にはあります。

互助の一例として、社会福祉のほうの会議で私が確認しました事例を簡単に御紹介したいと思います。

近隣の自治体での話になるんですが、あるひとり暮らしの高齢者が骨折で入院したケースです。その方はひとり暮らしなので、不自由になった体を抱えて退院することがとても不安で、施設への入所か、そのまま入院し続けたいと、そこでずっと一生を終えたいということを希望されていたんですが、このままでいけば入院か入所生活が続いて、寝たきりになるパターンだと思います。なんですけど、近所の方が毎日様子を見にお見舞いに来てくれたりですとか、差し入れをしにきてくれたりというようなことがあって、来た際には、早く帰ってきんさいねというような声かけも近隣の方がしてくれたことから、その方もひとり暮らしで不安ではあったけれど、近所の方がこうして見守ってくれているということで、自信を持って地域に帰っていくことが可能になりました。これはまさに地域包括ケアの目指すところではないかと思えます。

このたびの質問は、単に高齢者の利用料金を割引していただきたいというだけのことで

はなくて、坂町の循環バスをこれから策定していく地域包括ケアシステムの支え手としても注目していただきたいという思いがあります。ただ単に割引にするのではなく、先ほどの事例のように、午後、ちょっと手があいたような時間帯、つまり利用者が比較的少ない午後2時から4時ごろにちょっとお見舞いに行ってみようとか、そういう動機づけになるような働きかけも啓発していただきたいと考えております。そういう利用の際に、安価な移動手段の確保ということで割引を提案させていただきましたが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 言われることはよくわかるんであります。先ほど、答弁で申し上げましたように、やはり今、循環バスの運行経路等を含めた全体的な見直しをするためのバス検討委員会を設けております。今のバス路線では、地域、坂町内全域を網羅するようなシステムになっておりません。いわゆる割引とかそういうことをやった場合には、ある一定の地域の限定された方々がその受益を受け、またそれ以外の地域、バスが入っていない地域の方は総体的にその受益を受けられないというような、そういう公平性ということもやはりしっかり考えていかなければならないというふうに我々は思っております。

いずれにしましても、今、バス検討委員会のほうで、そういうルートも含めた検討をしていただいております。その答申が出た中で、いろいろなことをまた考えながら整理をしていければというふうには思っておりますが、ただ、先ほど答弁でも申しましたように、全体的にやはり社会保障という観点の中で、いわゆる今の高齢社会に対する行政としての支援は、各近隣自治体に遜色のないぐらいの支援はさせてもらっておりますので、そういうことも含めた全体の中で考えていかなければならない一つの案件だというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 坂町の循環バスですが、近隣の自治体にはないかわいらしいデザインや、安心して乗ることのできる頼もしい運転手さんからの声かけなど、坂町としては大変誇れるものであると考えています。

地域包括ケアシステムの構築においても、その支え手となれるよう検討していただきたいと考えておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほども答弁をいたしましたとおりでございますけれども、バス検討委員会の中でいろいろと検討していただきまして、答申が出た後に、どうあるべきかということをもたまたましっかり検討をしていくと同時に、やはりいわゆる社会保障全体のことも踏まえて、検討していく一つの課題だというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

再開は11時20分とさせていただきます。

小学校の児童の皆さん、御苦勞でございました。入れかえをお願いします。

（休憩 午前11時07分）

（再開 午前11時18分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 6番奥村富士雄議員から「坂町史に学び「防災の日」の制定を」について質問願います。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 「坂町史に学び「防災の日」の制定を」の件で質問いたします。

坂町史4巻が発行され、坂町の歴史、自然、生活文化など、坂町を知るのに大いに役立っていますが、いまだに在庫が多いのも残念です。

町史で歴史を学び、将来の教訓にすることは大切なことではないでしょうか。

6月のようよう坂町ウォーキングは小屋浦地区の町史をめぐるコースで、小屋浦公園内にある水害碑を訪れました。その碑には、明治40年7月15日、今から108年前ですけれども、小屋浦や坂地区を襲った大水害で、死者46人、流出家屋54戸などが記されており、その大惨事ぶりがうかがわれました。

昨年8月には広島市で大規模土砂災害あり、75人の犠牲者が出たことは記憶に新しいわけですが、我が町でも同様な大水害があった歴史を決して忘れてはなりません。

この9月21日には、各機関や住民参加のもと、3年に一度の坂町防災訓練が行われ、それ以外の年は町内一斉避難訓練が行われ、防災に対する訓練、啓発が行われています。

坂町は災害が少ないと思われておりますが、大水害のあった歴史を記憶にとどめ、将来に向けて防災意識をさらに高めるため、大水害のあった7月15日を防災の日に制定し、慰霊式などを行ったらいかがでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町史に学び「防災の日」の制定を」の件についてお答えをいたします。

近年ではたびたび記録的な大雨が観測されており、昨年8月には広島市安佐北区、安佐南区という身近なところで大規模な土砂災害が発生をし、75名もの尊い人命が失われたことは記憶に新しいところでございます。

また、当町におきましても、議員御指摘のとおり、明治40年7月15日、死者46名の大水害を初め、大正12年7月12日には死者10名、昭和20年秋には死者4名、昭和40年6月20日には死者2名と、幾度となく被災をし、尊い人命や財産が失われております。

中でも、小屋浦公園に建立されております水害碑は、当時の大惨事の様子や復興に向けた自助、共助、公助の活動がうかがわれる貴重な碑であると認識をいたしております。

議員御質問の、大水害のあった7月15日を防災の日に制定してはでございますが、防災の日に関しましては、国において、9月1日を防災の日とし、この日を含み1週間を防災週間としてさまざまな国民運動が展開をされていることから、町独自の制定は現在のところは考えておりません。

また、先ほど申しましたように、7月15日以外にも災害によって多くのとうとい人命が失われており、特定の日に限定することは難しいのですが、歴史を振り返り、過去の被災経験を踏まえて防災意識を高めることは大変重要なことと考えております。

あわせて、道路整備、河川整備、海岸整備、急傾斜崩壊対策等のハード事業や、各種ハザードマップの作成、各種避難訓練や地域防災リーダー養成講座の実施など、ソフト事業の取り組みにより、町民の防災意識の向上に資するための施策を進め、安全・安心の住みよいまちづくりのため、さらに努力をまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 今、坂小学校の児童の皆さんが傍聴に来られておりますが、

ちょっと始まる前に聞いてみたんですが、明治40年に坂小学校、当時は尋常小学校なんです、校舎が完全に流出して授業ができなくなった。西林寺とかいろんところで授業をやったということを知ってもらえますかと聞いたんですが、全く知らないということだったんです。

そうすると、やっぱりこういう過去あった歴史が全く継承されてないということになるわけです。確かに防災の日が9月1日、これは関東大震災の日ですよ。その日が防災の日ということなんです、ほいじゃあ坂町がこの防災の日の前後で、防災に関しての事業を何をやっとするかということなんです。防災の日と制定されておりながら、町としては何をやっとするかということなんです。県が9月4日ですかね、何かありましたよね。その程度じゃろう思うんですが、そこらはどうなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

9月1日の防災の日の取り組みにつきましてですが、まず坂町広報のほうに掲載しておりますことと、本年度は8月31日に、いざ災害発生時に役立つ避難勧告等の判断伝達マニュアルにも掲載しております非常持ち出し品を町内主要施設であるSunstar Hall、町民センター、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンターのロビーに現物を展示いたしました。これは、この後も防災週間にかかわらず常設するものとしております。

さらに議員さん言われましたとおり、先週4日には、広島県の呼びかけによる広島県みんなで減災県内一斉地震訓練に、住民協単位や町内の学校、保育所において参加していただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 確かにやっぱりそういう広報に掲載とか、非常持ち出しの備品を展示という、これはもうなかなかわかりにくいことなんですけども、県がみんなで減災というのも住民協でもありました。確かにそうなんじゃけども、やっぱり坂町独自のそういったもの、今、避難訓練をやっとするんですが、年に2回やってますよね。大雨土砂災害と地震津波ということなんです、いわゆる避難訓練の時期を、できたらそういう防災の日、坂町独自、例えば7月15日なら7月15日に設定して、避難訓練、今、6月に避難訓練、9月に大雨土砂災害、9月に台風やっとするんじゃけ

ども、7月15日にやって、なぜ7月15日に避難訓練をやるんかと、大雨土砂災害をやるんかというようなことを決めたら思うんです。ただ、今、土曜日ぐらいに避難訓練をやるとるんじゃけども、7月15日に決めれば、月曜日もあろうし、日曜日もあろうし、土曜日もあろうし、災害いうのは必ず土曜日に起こるとは限らんわけじゃし、夜に起こるかもしれんし、朝起こるかもわからん。そういう中で、7月15日、この日は坂で大水害があつて、多くの犠牲者があつたから、この日に避難訓練するんじゃなという意識を住民が持てば、子供さんらも、そういうようなことがあつたんかということがあつたわけですから、それでもって、それを月曜日にやれば、学校に登校しとるときにできるし、あるいは職員の方も超過勤務手当は出さんでも、就業時間中に訓練ができるわけですから、ほいじゃけん、日曜日にやったら参加者が多いとか、土曜日にやったら参加者が多いとか、そういうようなものも統計がとれるはずなんですよ。そういう面はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） お答えいたします。

避難訓練自体は皆さんに実際に体験をしていただいて、避難する経路であるとか、その辺を確認をしていただいて、実際に災害が起こったときに、安全に避難できるかどうかを御自身が体験をしていただいて、もしも安全でないところがあれば、それは町のほうに言っていただければ、そのような安全に通れるような体制をとっていくということで避難訓練はさせていただいているところでございます。

7月15日に避難訓練をとということで議員の御提案ですけど、これについては、やはり多くの方に、学校の児童生徒に限らず、地域にそこで残って、7月15日が平日であるならば、そこでできる人というのは限られた人だと思います。そういう中では、やはり土曜日とか日曜日とか、皆さんに参加していただいて、そういう経験を積んでいただけるような日にちで設定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） それはわかるとるんじゃけど、ほいじゃけん、7月15日は、毎年せにゃいけんね、土曜日もあれば日曜日もあるわけじゃから、何年かに一遍はあるわけでしょ。それだったらできるし、でも必ずしも、さっき言うように土曜日に災害が起こるとは限らんわけよ。だからそういう形で、あつ、この日に坂町で大災

害があったときであるという意識でもって避難訓練するのと、何でもないときに避難訓練するのといったら意識がやっぱり違ってくる思うんです。私はそれを町史で学んだわけよ。だからそれを、できたら学校の子供さんらとか先生にもやっぱり教えてあげて、こういう災害があったんだと。坂は災害が少ないところじゃないんじやと。過去あったというような歴史をやっぱり伝えていかにかいけんのんじやないか。

きょうは、ほいじゃけん、坂町史に学んだというのは、そういう意味があるんです。今回は生涯学習の答弁じゃなかったんじやけども、そういう面で言うと、町史を活用してほしいということも含めて、防災の日の制定をというような話をしたわけなんです。

だから、避難訓練のあり方を、もう一度、町長、ちょっと今日にちの問題について検討していただけないもんですか。私はそれだけで、防災の日を制定せえとかいう問題はなかなか難しい問題じゃろうとは思わんじやけども、避難訓練は、今、別に6月の初旬にやろうとか、9月の末にやろうとかいうのは決まったもんじやないわけじやけえ、移せるわけよ。ほいじゃけん、そういうふうに平日だったらどういふ避難ができる、休日だったらどういふ避難ができるということが試されるんなら、日にちを決めとったほうがええんと、さっき言うように、水害の起こった日をやっぱり頭の中にとどめておくということからすれば、その日がええんじやないかということなんで、ちょっと町長のほうからよろしく。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 一つは、非常に坂町も先ほど申しましたように、明治、大正、昭和と大きな災害があつて、尊い人命を失っておる事実もございます。そういう観点と、それから東北大震災、さらにはそれ以前に、国のほうの日本砂防協会御主催の講演がございまして、その中でも鹿児島大学の山下先生だったと思ひますけれども、その年に大変九州地方で大きな災害が起きて大変だったと。やはり避難訓練というのは非常に大切なんだと。要は避難する、逃げるということが災害のときには一番大切なことであるんで、それをしっかり身に対して覚えるような訓練をしたほうがいいというようなことがございまして、それと、先ほど申しましたように、平成23年の大災害とが重なりまして、こういう訓練を実施をするようになったわけでありまして、それまでは余りそういうことに視点は置かずに、ただ急傾斜地とかそういうものは、昭和40年代の後半から歴代の執行部、議会が一生懸命になって整備しておることはご

ございますけれども、訓練というようなことは実施をしていなかったということがございます。

そういう中で、今、こういうふうな形で訓練もしてきておるわけでございますけれども、今、議員がおっしゃったことにつきましても、それは言われることもわからんことはないと思います。そこらをまたやはり住民協とかいろいろな各種団体の協力を得ながら、そして理解を得ながら、そしてそういう訓練が必要なんだということを皆さんにわかっていただきながら、これもやっていかないと意味がないと思いますんで、また総合的にいろいろな角度からいろいろな方の御意見等も伺いながら、どうあるべきかということも求めていきたいというふうに、今、思ったところであります。

同時に教育のほうでございまして、坂町は副読本は出しております。坂町の移り変わりが、何年かに一度、副読本で子供たちに指導ができるようなものはつくっておりますが、教育長がどういうふうに考えておるのかわかりませんが、災害等、重要な過去の歴史についても、多分教育委員会で、学校現場のほうで、教育のカリキュラムの中に取り入れてくれておると思いますが、その辺については教育長のほうから少し述べてもらいたいと。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 今、町長が申されたように、教育のほうでもこの防災意識の高揚というのは非常に大切な問題であるというふうに考えております。

明治40年の坂町を襲った大水害、これは坂エリアだけではなくて、小屋浦のほうも多くの人命が失われたわけでございますけれども、これについても学校のほうにしっかりと指導するよう、今後、校長を通じて各教職員、また子供たちにも伝えてまいりたいというふうに思っております。

少なくとも、今、この場に来ております坂小学校の6年生の半分のクラスですけども、明治40年というのは意識して帰ってくれるものだと思っております。

○議長（川本英輔議員） 7番柚木 喬議員から「地域の活性化施策」について質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「地域の活性化施策」の件で質問させていただきます。

地方創生に盛られている地域の活性化策について伺います。

坂町の地域活性化については、広島市と呉市に囲まれている立地上、なかなか難し

い状況にあると思いますが、このことについて提案をし、見解を伺います。

既に緊急経済対策として、消費を喚起するための坂町プレミアム付き「さかようよう商品券」は発行実施が決まったところでございます。仕事づくりなど地域の活性化については検討中であると察しますが、さまざまな切り口があると思います。

下記についていかがお考えか伺いたい。

1点目に、空き家に対してリフォーム補助をしたらいかがでしょうか。最低3年居住を条件に20万円のリフォーム補助はいかがでしょうか。定住促進と町経済の活性化になると思います。

2点目に、ふるさと納税を促進する必要があると思いますが、業者なりグループを公募して、例えば、町の木、梅の特産品をつくるなり、公募者からの提案を受け入れたらいかがでしょうか。少なくとも活性化に貢献いたします。

3点目に、新聞情報によれば、雲南市ではNPOに委託して訪問看護を実施するために3人の看護師を雇用するとしております。自宅医療の拡充と雇用拡大をすることが目的とあり、地方創生に向けた国の交付金3,300万円を活用するとしています。

以上、他町の情報をも盛り込みましたが、検討いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「地域の活性化施策」の件についてお答えをいたします。

本町では、地域間の格差を解消し、健全で均衡ある地域の発展を図り、親から子へ、子から孫へ、歴史・文化・地域を守っていくことのできる町を構築するため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を実施し、防災面はもとより、民生の安定、若者の定住できる環境整備を進めているところでございます。

今年度は、「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向け、住民代表、産業界、教育機関、金融機関、行政機関の各界、各層から構成される坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議を設置をし、定住促進、結婚、出産、子育て、にぎわいづくり、特産品開発等について検討を進めております。

また、町内28団体からの地方創生について御意見をお伺いをし、600件余りの意見をいただくとともに、18歳から49歳までの住民1,500人と、坂町から転

出された500世帯の世帯主並びに町外居住者で町内の事業所に勤務されている方を対象にアンケート調査を実施し、現在、これらの集計作業を行っております。

御質問1点目の、空き家に対してリフォーム補助についてでございますが、空き家の利活用につきましては、戦略会議の委員さん、また、町内各種団体からの意見聴取の中にも多くの意見をいただいております。坂町への定住を促進するためには、空き家を活用していくことは重要なことであると考えております。

現在、各地区住民福祉協議会の協力のもと、空き家の実態調査を実施をいたしております。各地区において利活用可能な空き家の数を把握するとともに、空き家の所有者に対して利活用の意向調査を実施する予定といたしております。

今後、利活用策について総合戦略会議で検討いただくなど、住民と行政が一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

御質問2点目の、ふるさと納税の促進と特産品の開発についてでございますが、ふるさと納税を促進するために特産品を開発するものではありませんが、新たな特産品開発につきましても、戦略会議の委員さん、町内各種団体からの意見聴取の中でも多数の意見をいただいております。

提案のありました梅を使用した特産品につきましても多くの意見を伺っており、今後、開発に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

御質問3点目の、在宅医療の拡充と雇用拡大についてでございますが、島根県雲南市では、地方創生を先行するために創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金を在宅医療と雇用拡大に活用されたようでございますが、本町では、小屋浦みみょう保育園への遊具の設置、3人乗り自転車の購入など、子ども・子育て支援事業に活用しているところでございます。

本町の訪問介護事業につきましては、広島県済生会を母体とする訪問介護ステーションやすらぎや、近隣においては、安芸地区医師会訪問介護ステーション等を御利用いただくことにより、住みなれた地域で在宅介護ができる体制が整えられております。

また、第6期介護保険事業計画におきましても、坂町地域包括支援センターや安芸地区医師会とともに、医療、介護の連携をさらに推進し、地域包括ケアシステムの確立を目指しております。

今後とも、町民と行政が地域の発展をどのように図るべきかを真剣に考え、目標を共有し、一体となって活力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） まず、1点目に町長に伺いますんですが、いわゆる地方創生の基本戦略についてお聞きするんですが、今、答弁ありましたように、戦略会議で多くの意見をもらって闊達に動いていることを感じているわけですが、仕事づくりなどで地方を活性化するというテーマ、この選定においては、坂町の課題部分とか弱い部分を解決することが一番ええんじゃないかと、一番望ましいんじゃないかと思うんですが、この基本的な戦略の策定の考え方をちょっと伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

今年度中に総合戦略会議を策定をするようにいろいろ準備を進めておるところです。おっしゃったように、坂町の課題を当然把握をし、坂町の住民さんが求めること、あるいはアンケートも実施しておりますので、そういった住民さんからのまちづくりに対する御希望で、坂町の課題、そういったものを当然整理した上で、戦略会議の各委員さんの全体の御意見も踏まえながら、今後、そういったようなものを整理しながら、戦略会議の総合戦略のほうに盛り込んでいく予定にしております。

ただ、この総合戦略は当然今後5カ年間の戦略でございます。坂町のまちづくりというのは当然この5年間も含めて、将来にわたってずっと続いていくものでございますので、何もかも全ての事業を網羅するというわけにはいかないんだろうと思いますので、住民の方と行政が一体となって取り組めるものを、今後、総合戦略の中で盛り込んでまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ありがとうございます。ちょっと提案について担当課長に伺います。

坂町においては、今の空き家の実態調査が始まったばかりでございます。この最終的な狙いは、いわゆる定住人口の確保です。貸すことのできる家はリフォームして貸すことが自然体なんですよね。そのために、従来、私どもの坂町では住宅リフォーム補助事業をやっているわけですね。この枠を拡大して、空き家に対して適用願いたいと思うんです。手法的には、業務の諸条件がいろいろとあるんですけども、この間は、つまり町内に住所を有する者という条件が、全て空き家に補助をすることにならんわ

けですから、この町内に住所を有する者というふうな文言を削除して、空き家に対してもやってもらいたいと思うんです。

それと同時に、今、空き家の実態調査が始まったわけですから、タイミング的には実態調査後に、空き家オーナーに対して、ぜひともこういうようなことに話に乗ってくれやというようなことをやるべきじゃないかと私は思うんですけども、その辺はどんなでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 空き家等につきましては、現在、各住民協さんのほうに調査の依頼をいたし、また、実施していただいているところでございます。

先ほどのリフォームというお話ではございますが、今、住宅リフォームの考え方は、居住環境を充実させるということと、地域経済の活性化という目的でリフォーム補助は実施させていただいております。

また、空き家のリフォームにつきましてですが、空き家と申しますのはやっぱり個人の財産でございますので、まずは個人の意向調査が先決であるというふうに考えておりますので、空き家の適正な管理をお願いするとともに、空き家の利用についての意向を調査した上での話というふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

今、調査のほうでございまして、第1次調査として、住民福祉協議会さんのほうに外観から見た調査をお願いしております。その後、2次調査といたしまして、町の職員によりまして、所有者等の詳細調査を実施いたします。その後、所有者が確認できましたところで、先ほど申しましたように、所有者のほうに空き家等の適正な管理をお願いする文書を送付しようと考えております。その中で、空き家の所有者に関しまして、その後の空き家の考え方、利用の仕方、そこら辺をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 空き家については、やっぱり一歩進んだ、空き家の実態調査が事実じゃなくて、定住人口の確保が最終的な目標ですから、ぜひともオーナーが決定した時点で、どうされますかというアンケートの中で、そういうようなことをちょっとやってもらいたいと思います。

3点目に、ふるさと納税についてちょっと質問するんですが、総務部長にちょっと

お聞きするんですが、ふるさと納税については前向きでなくて、自然体での寄附を集めるというようなことを私は答弁で解釈してるんですが、この中で、政府が言う地域経済の活性化という観点から、どのように思われているかどうかわちょっと伺いたと思います。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

ふるさと納税については、さきの議会でもお答えをさせていただいておるんだらうと思うんですけども、基本的には寄附者の坂町に対する思いを受けとめさせていただいて、特産品があるから寄附をしてくださいというスタンスでは坂町はございません。

ただ、今回、特産品の開発については、地方創生の観点から、各種委員さんであるとか団体等のほうからも、そういった特産品に関する御意見も多々いただいておりますので、特産品とは切り離れた段階で、今後、そういった地域経済の活性化とおっしゃられましたが、それも含めまして、どのようなものが対応できるんだらうかということを検討してまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 次に、ふるさと納税の件でございますけれども、活性化の企画担当課長、ちょっと伺います。

今、私の情報ですけども、例えば1千万円の寄附を集めるとしますよね。その中の原価、いわゆる特産品が5割から6割みたいな、例えば500万円の特産品を送っていることが統計上の数値で、根拠はないんですが、半分ぐらいの原価がかかるというようなことを聞いております。この500万円の特産品をつくるために、例えば、先ほど提案させてもらったように、題材を町の木の梅にして、地元ケーキ屋さんにもなかをつくってもらおうとか、何かちょっといろいろと、そういうような500万円の特産品をつくるためにさまざまなことが考えられると思うんです。だから、ふるさと納税の返礼品として、産業活性化をどのように考えてるんかわちょっと伺いたと思います。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

先ほど総務部長も申しましたように、特産品開発とふるさと納税は別に考えなくてはいけないと思っております。一部自治体にはかなりの特産品を返礼としてやってい

ることが、かなりマスコミ報道で取り上げられたがために、全国的には、この自治体はカニくれるとか、そういったところが何か変な方向といたらあれですけど、だんだんだんだん違う方向に行ってきて、総務省のほうもちょっと是正しなくてはいけないということで、文書等を出しているようですけども、議員さん言われますように、地域経済活性化のために特産品は必要なものかと思います。ただ、ふるさと納税をもらうために、じゃあ新たな返礼品をするために、特産品を開発するというのはちょっと違うのではないかと考えております。

以上です。よろしいでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 最後の質問、3点目の看護師のことについてちょっと聞くんですが、雲南市のこのビジネスモデルというような表現をして情報があるんですが、地方創生総合戦略に基づく課題解決先進地というような言葉が使われて、物すごく立派なんですけども、答弁にありましたように、訪問看護ステーション、これが坂町に立地しているのは1事業者があるということですよ。それで町営の訪問看護ステーションが海田とかなんかにあって、おのおのの事業者が我が町に来てくれているというようなことをお聞きしました。

ここでちょっととつぴなことを言うんですけども、今後、自宅療養というのがパイプを太くするという意味で、物すごく訪問看護というのが重要性を帯びてくると思うんです。それで、例えば坂町民限定の訪問看護ステーションなんていうような勝手なことをつくったんですけど、それが必要になると思うんですが、この辺を何か進めることができるかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

坂町にございます訪問看護ステーション、これ今、広島県済生会さんにありますやすらぎというのがございます。現在、訪問看護を利用しておられる方というのは、坂町で訪問看護ステーションやすらぎを使いながら、また、安芸地区医師会の訪問看護ステーションを使いながらということで、許容量はそちらのほうで十分満たしております。ですので、坂町独自のものをこれからつくるということは、今は考えてはおりません。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） それでは午前中の会議はこれぐらいにいたしまして、暫時休憩いたします。

坂小学校の皆さん、御苦労さまでした。

（休憩 午前 11時56分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 2番末吉克巳議員から「就職支援の取り組みについて」を質問いたします。

末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 「就職支援の取り組みについて」の件で質問します。

日本では、今、若年無業者の就職や子育て中の母親などの社会復帰が困難になっていることが問題視されています。低所得や労働時間、職場環境、さらには待機児童問題など、原因はさまざまです。全国的に就職支援を実施している自治体が増加の傾向にあります。就職支援を積極的に実施し、若年無業者の雇用安定を図り、子育て中の母親の就職をサポートし、子育て世帯と若者を応援する、そのような環境を整備することが定住促進の要素の一つになると思います。

1、行政は、今後、どのような就職支援の取り組みを行っていくのか。

2、今後、就職支援相談窓口を設置したり、出張相談等の予定はあるのか、関係当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「就職支援の取り組みについて」の件につきましてお答えをいたします。

求人情報として一般的なものは、公的機関では厚生労働省のハローワークや、広島県のひろしましごと館があります。また、民間の求人情報誌などもございます。

ハローワークやひろしましごと館は求職者登録を行い、求職者自身の環境や希望する勤務地や勤務時間等の条件を確認をし、職探しとともに個別の相談や就職に向けたスキルアップのための研修やセミナーへの参加案内などを行っております。

また、広島県では、求職者情報の登録後は、登録条件に合う求人情報が送信される

サイトも運営しております。

このほかにも、正規雇用での就職を希望する若者を対象とした「広島わかものハローワーク」、子育てをしながら働きたい女性を対象とした「しごとプラザマザーズひろしま」を開設し、相談、職業紹介、サポート体制の紹介など、若者や子育て世代の就職の支援をいたしております。

御質問1点目の、行政は、今後、どのような就職支援の取り組みを行っていくのかにつきましては、先ほど述べましたハローワークやひろしましごと館など、求職者の方が活用していただき、あわせて本町では町内企業が従業員を募集する場合に、町民を優先的に雇用していただくための基準を設け、町の広報誌、ホームページ、掲示板で求人情報を町民に提供しておりますので、引き続き、これらを実施してまいりたいと考えております。

御質問2点目の、今後、就職支援相談窓口を設置したり、出張相談等の予定はあるのかにつきましては、相談内容は専門性が高く、町独自で対応することが困難でございます。

また、先ほど述べましたハローワークやひろしましごと館は、広島市内で本町の生活圏域内にあることから、これらの窓口を利用していただきたいというふうに考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 先ほどの町長の答弁で、町の広報誌、ホームページ、掲示板で求人情報を町民に提供していると答弁があったんですが、私が見る限りでは、この4年か5年、町の広報誌では役場の臨時職員募集しか見たことがなくて、ほかの町内企業の募集は自分は確認したことがございません。坂町ホームページでは、町内求人コーナーがありますが、坂町ホームページでもトップページの下のほうに企業のバナーが5件載せてあるだけで、その内容は企業4件、司法書士事務所1件が載せてある状態です。それを実際利用するとしたら、企業のバナーから企業のホームページを開いて、さらに作業ページを開いて求人を見る感じで、非常に手間がかかるような感じだと思います。その中で、実際、求人を載せているのが5社中3社だけで、またそれが新卒雇用か中途採用かわからない求人がほとんどです。非常に利用しにくいと思うのですが、お聞きしたいのが、この町内求人コーナーを実際使用して就職された方はどのくらい

の人数がいらっしゃるでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

答弁にありました町内企業求人広告掲載基準というのを設けておりまして、議員、見たことがないとおっしゃいましたけども、過去、掲載しておる実績はございます。

例えば、平成24年には坂東にできましたサンキ・ウェルビーさん、介護士さん、ヘルパー2級以上という条件でございますが、募集人員5名、また、平成25年度になりますけども、ベイサイドビーチ坂での、これは時間給の職員ということで、アルバイト等でございますけども、ベイサイドビーチ坂のビーチ監視員、駐車場料金徴収ということで広報掲載をした実績、また過去にさかのぼればいろいろございますけども、そういった希望する企業があれば、町内企業となっておりますけども、勤務地が坂町になる場合も含んでおります。そういった広報誌、またホームページ等、掲載しておる実績はございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 答弁ありがとうございました。

今後、この求人コーナーをもっと利用しやすく、実用的にすることは検討されているのでしょうか。そこのところをよろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） お答えします。

現在、ホームページで労働関係のところはございますが、これらにつきましては、ハローワークとの直接リンクとか、いろいろホームページを見やすくするように考えていきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） ありがとうございます。

無料就業相談所を設置している市町村は、中国地方では、私が調べた限りでは12市町村ありました。中でも、広島県内で無料就業相談所を設置しているのは安芸太田町、北広島町の2町ありました。その安芸太田町、北広島町は無料就業相談所を設置して、それと町内の企業の求人を集めた町内住民対象の求人票もつくっております。その無料就業相談所を設置している理由は、大体がですが、地域経済の活性化と町内

定住化を促進という理由で無料就業相談所を設置しているのがほとんどでした。

坂町は北新地、平成ヶ浜とたくさんの企業がありますし、若者の就業、子育て中の母親の就業、高齢者の就業を支援する体制が坂町では必要ではないかと思います。子育て中の母親に関しては、産後の職復帰を相談できる場所と町内の求人を紹介し、それと併用して、ファミリーサポート事業を積極的に推進していけば、子育てのしやすい環境に近づけるのではないかと考えております。

お聞きしたいのは、今後、町内企業の求人を集めた町内住民対象の求人票をつくる予定があるのかどうかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 坂町は、この答弁にもありましたように、広島市内が近く、ほとんど仕事が広島圏域ということで、生活圏内にあると思います。

先ほどの答弁にもありましたように、子育て中のお母さんのマザーズひろしま及び若者が新たに就職するためのひろしまわかものハローワーク、ここらが市内にございます。これらを利用していただくことで、この求人の情報を求人者がとっていただきたいと思えますし、またそれらのリンクするような方法を坂町もホームページで考えていきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 答弁ありがとうございます。

これ、最後の質問とさせていただきます。

今、広島県では六つの就業相談のホームページがあります。若者を対象とした地域若者サポートステーション、子育て中の母親を対象とした相談窓口は、わーくわくママサポートコーナーとマザーズハローワーク広島、高齢者の就職を対象としたシルバーしごとネット、看護師を対象のナースバンク、保育士対象の保育士人材バンクといった就業相談所のホームページがございます。この六つの就業相談のホームページを坂町広報に掲載したり、ホームページにリンクを張るだけでも、県内のさまざまな就業支援相談所の情報を坂町住民に提供できると思うのですが、現在、安芸郡では熊野町が町のホームページで、マザーズハローワークの紹介をしていますし、海田町では、広島県母子家庭等就業自立支援センターを町のホームページで紹介している状態です。坂町もこういった就業相談のホームページを坂町ホームページにリンクを載せたらいいと思うんですが、先ほども少し出ましたが、お聞きしたいのが、今後、就業相談の

ホームページを坂町広報に掲載したり、ホームページにリンクを張る予定はありますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） ホームページのリンクにつきましては検討させていただきたいと思います。

また、広報誌に載せる手法につきましては、このようにホームページに載っていますというふうに広報に載せるのか、またそれにつきましても検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 3番岡本則夫議員から「グラウンドゴルフ場建設について」の質問を願います。

岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 「グラウンドゴルフ場建設について」質問します。

昨今、地方創生の戦略づくりが各自治体で本格化していますが、多くあるその戦略の中でも、重要な高齢者対策として、予防のための健康支援並びに運動支援、生涯学習の中で軽スポーツ、特にグラウンドゴルフを通じて健康維持、増進に努め、元気で長生きしていただき、坂町の活性化を図りたいものです。

そこで、多目的広場をつくって、その一角にグラウンドゴルフ場を建設して、坂町や他市町から多くの人に使用していただき、坂町の名所の一つにしたいものです。

現在、町内では同好会として14地区あり、1地区当たり約15名から30名の会員がおり、各種大会が数多く開催されています。その会場として、主に北新地グラウンド（芝グラウンドを含む）、各小学校グラウンドで開催されていますが、参加者が多い場合、待ち時間も長くなる、また、周りでプレーをしている場合、ボールに当たるなど安全面の対応に苦慮しているところがございます。参加者の安全のためにも広いグラウンドゴルフ場の建設が待たれます。町当局に見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「グラウンドゴルフ場建設について」の件についてお答えをいたします。

近年、軽スポーツの普及により、坂町体育協会グラウンドゴルフ部に今年度登録をされている部員は300名を超える等、グラウンドゴルフは多くの皆様に愛好されて

おります。

町内で開催をされるコミュニティスポーツ大会や町内体育大会においても、グラウンドゴルフは大変多くの方に御参加をいただき、今や生涯スポーツの一つとして定着をし、健康増進の一翼を担っております。

大会等の主な会場として北新地グラウンドを初め、芝グラウンド、学校行事に支障のない範囲で各小学校グラウンドを利用させていただいております。

北新地グラウンドにつきましては3コート、芝グラウンドにつきましては1コートで、合計4コートを確保できることから、ある程度参加者の多い大会で利用する場合でも十分な広さがあると認識をいたしております。

また、北新地グラウンド及び芝グラウンドにつきましては、立地条件もよく、平日の昼間は利用団体も少ないので利用しやすい状況にあること、土曜日、日曜日は、毎年3月に実施する施設利用調整会議で年間の利用日を確保することも可能となっております。

御質問のグラウンドゴルフ場の建設につきましては、候補地の問題を初め、建設と維持管理に多額の費用を要することから、新規にグラウンドゴルフ場を建設することは非常に困難であるというふうに考えております。

今後とも、各団体との連携調整を密にするとともに、参加者の安全面にも十分な配慮を行いながら、既存の施設を有効に活用して町民のスポーツの振興及び健康維持、増進に努めてまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 全く想定内のお答えでございました。ありがとうございました。ですが、建設の実現を少しでも検討していただいて、希望を捨てず、辛抱強く待っております。その間、北新地グラウンド及び芝グラウンドともに、雑草とか芝生などの整備、管理がちょっと整備の期間が長いようなので、もう少し早目に手入れをしていただきたい。その点をよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） 現在、芝グラウンドにつきましては、大体毎週土曜日に利用団体がございますことから、刈るようにはしておりますが、なかなか雨が降るとすぐ伸びるということもございまして、ちょっと行き届かない点がございましたこ

とをおわび申し上げます。気をつけて刈るようにはしておりますが、今後も利用しやすいようなグラウンドになるよう十分手入れしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 8番三登信秀議員から「町史の史跡に統一案内板を」について質問願います。

三登議員。

○8番（三登信秀議員） 質問の前に、タイトルの前文をちょっと訂正させていただきます。

先ほど議長のほうから、町史のという形でタイトルを言われたんですけど、町内の史跡にいうことでちょっと改めて質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

「町内の史跡に統一の案内看板を」の件で質問させていただきます。

今、社会の大転換期と言われ、国もあらゆる面で模索しています。これからの地方創生、国主導ではなく、地方目線で発言できる人材の育成や創出が大事と思われれます。そのきっかけづくりの策として、郷土の継承がいいのではないかと思います。

町史の本文をまとめられて、非常に大事ではありますが、より身近な場所にある史跡、人物、逸話などを書き入れた統一の案内看板を設置し、より多くの人に町の財産、文化を共有していただき、そのコミュニケーションを通して郷土の誇りや郷土愛が育つ、それがこれからの地域の力になると確信します。町長の御意見をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今の御質問で、町長の見解を伺うということでございましたが、この件につきましては教育委員会の担当となりますので、教育長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「町内の史跡に統一案内板を」の件についてお答えいたします。

本町では文化を保存、継承することにより郷土愛を育てるとともに、将来の文化発展に寄与することを目的に、平成16年度から町史編さんに着手し、平成24年度までに「自然編」、「通史（現代）・地理編」、「通史（考古～近代）編」、「生活文化編」の4編を刊行いたしました。

通史（考古～近代）編では、郷土史会が編集されたふるさとのいしぶみを資料とし

て掲載し、生活文化編では史跡等を聞き取りした内容と文献などを資料として掲載する二部構成で作成しております。

これらの資料を有効に活用し、坂町の自然や歴史等について紹介していくことが郷土を愛する心の育成につながっていくものと考えております。

また、青少年育成坂町民会議事業の「坂町を知ろう」や、月一の「ようよう坂町ウォーキング」においても、町史に掲載されている史跡を資料として、坂町の歴史や変遷を伝えていく事業も実施しております。

御質問の、より身近な場所にある史跡、人物、逸話などを書き入れた統一案内板の設置についてでございますが、先人が築いた歴史、文化を次世代に正しく継承していくためにも、史跡等への案内板は有効であると考えております。

設置につきましては、設置場所及び案内する内容並びに設置方法の調査検討が必要でございます。今後、各方面の御意見を参考にしながら研究してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 三登議員。

○8番（三登信秀議員） 久しぶりの一般質問に対して、前向きな検討をいただきましてありがとうございます。

町史の編さん、7年間の長い期間を費やして立派な4編の本をつくっていただき、町民としてもすごくありがたいことだと思います。ただ、それを活用するというのが、今後、今から展開される事業にある程度盛り込むべきだと思います。

そのためにも、先ほど質問させていただいた部分で、内容的にはそんなもんなんですけど、ただ坂町はやっぱり街道筋からちょっと外れて、実際的には古い文書がほとんどないという状態なんです。近世に関しては結構あるんですけど、江戸前期ぐらいのほうからもう全然なくて、その部分に関しては、やっぱりある程度余録というか、今、だから町史の編さんの本に関しても完結ではなくて、これから古い文書とかいっぱい出てくると思ってるんですけど、近隣からでも、その部分がある程度余録の部分を含んで、末永い取り組みで統一案内看板という形も考えていただきたいなと思っておりますけど、その辺よろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） 先ほどの教育長の答弁にもございましたように、案内の看板については教育委員会では有効であると考えております。ただ、設置の内容に

つきましては十分調査した上でやらないといけないというふうに考えております。また場所につきましても、できる場所、できない場所、もしかしたらあろうかと思いません。そこら辺のところを、またいろんなところの御意見を頂戴しながら研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「生活道路拡幅に向け、具体的な計画策定を」について質問願ひます。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「生活道路拡幅に向け、具体的な計画策定を」の件でお伺ひいたします。

本年の3月定例会において、現状の生活道路を改善し、全世帯に緊急自動車が入れるような住環境づくりを計画的に推進していくよう質問いたしました。

平地の少ない坂町で土地の有効活用を考えた場合、4メートル道路を各家の前につくれば、必然的に住居エリアが少なくなるから、将来的に1万3千人の人口維持・増加させるには、適度に高層住宅を併用しながら進めることも必要であると考えております。

そうした中、第4次長期総合計画も5年目に入り、その基本計画の中に計画的な生活道路の整備という項目があり、既存建築物の建てかえ時期に合わせて地権者などの協力を得ながら道路整備を進めるとあります。そこで、再度、生活道路拡幅についてより積極的な推進策を下記内容で提案いたしますので、関係当局の意見をお伺ひいたします。

1、各地区の要望活動が定着してきた昨今、地元をよく知る各地区から、この道路を拡幅してもらえば車が通れて便利になるのだがという箇所を地区要望とは別にフォーム化し、各住民福祉協議会から提出してもらい、町当局が地権者等とも調整しながら優先順位を決め予算化し、5年程度で計画的に生活道路拡幅整備をしてはいかがですか。

2、坂町の課題として、上記の生活道路拡幅計画を地方創生のアイテムの一つにしてはどうでしょうか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「生活道路拡幅に向け、具体的な計画策定を」の件で伺うにつ

きましてお答えをいたします。

本年3月の議会では、住民の皆様の御理解、御協力、さらには用地、補償費など莫大な費用を要しますことから、全ての町道幅員を4メートル以上にすることが困難であり、安全・安心な生活環境の実現に向けて、行政と地域住民が協働し、まちづくりを進めることが必要と回答をいたしております。

御提案の生活道路拡幅について、より積極的な推進策の第一点目、地元住民福祉協議会などから道路の拡幅する箇所の提案を受け、町が地権者等とも調整し、優先順位を決め予算化し、5年程度で計画的に生活道路拡幅整備をしてはどうかでございますが、これまで地域要望につきましては、地元の合意のもと可能なものは実施をいたしており、事業規模が大きな場合などは、補助事業の採択に向けての検討や、議会、地元住民福祉協議会などと慎重に協議を行い、引き続き進めていかなければならないと考えております。

御提案2点目の、坂町の課題として、生活道路拡幅計画を地方創生のアイテムの一つにしたらどうかにつきましては、今年度、設置をいたしております坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員さん、また、町内各種団体からの意見聴取の中でも、狭隘な生活道路の問題を伺っております。

地方創生に向けた来年度からの新型交付金につきましては、国から具体的な事項は示されておりませんが、本年6月30日に閣議決定をされたまち・ひと・しごと創生基本方針によりますと、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に合わせて、官民協働や地域間連携の取り組みや、先駆的・優良事例の横展開を積極的に支援するとあり、地方が行うハード事業の効果をより高めるソフト事業が地方創生の交付金対象と理解をいたしておりますことから、生活道路拡幅等の既存のハード事業に地方創生に向けた新型交付金を充てることは困難ではないかというふうに認識をいたしております。

しかしながら、生活道路拡幅整備について地権者の協力が得られる見込みがあり、その要望が地元の総意としてある場合などは、引き続き、その都度、個別に検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、実現に向けては行政と地域住民が一体となって取り組むことが不可欠であると認識をいたしております。

なお、従来より提出されております各地区要望につきましても、引き続き、最大限

対応するよう努めてまいります。

今後とも、安全・安心な生活環境の実現に向けて、行政と地域住民が協働し、まちづくりを進めることが必要と考えております。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今回、質問させていただきましたのは、やはり生活道路の拡幅というのは必要だと思って、第4次長期総合計画、これ、ちょっとぼっとめくってみました。5年になるんですが、この基本計画の中に、計画的な生活道路の整備というふうにあるんですが、余り計画的にやってないがなと思ったのと、こういうふうにやれば計画的になるのになと思って提案した。要は、公平性も含めて、そういう意味でしたつもりだけど、行政側としては難しい面もあるだろうと思うんですが、ちょっと従来どおりいくというような感じで答弁をいただいたというふうに思っております。

ちょっと今の従来のやり方では、何か出たところ勝負みたいな感じで、全く計画性が見えないのですよね。残り5年しかない長期計画で生活道路の拡幅、どうやって進めようとするのか。先ほどもありましたが、ちょっとダブるかもわかりませんが、もう一遍、文書じゃなくて口頭で、こういうふうにもう5年ほどある間に進めていこうと思うんじゃがという方針的なものをちょっとお聞きしたい。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） ただいまの生活道路の拡幅に向けた計画的な取り組みという御質問でございますが、例えば町道の整備の場合、路線的に整備をする必要がございます。これは生活道路の優先順位等を決めるのであれば、町道の場合であればやはり幹線道路を中心に、先にその幹線道路を整備し、それから枝線の生活道路というふうに考えていくようなこととなります。

ただ、そうは言いながら、これまでまちづくりという観点でいろいろ御質問していただく中で、路線的にやることだけではまちづくり、住宅地のほうへ波及しない。逆に道路事業だけでいけば、道路事業の予定地を買収し、またその中にある家屋については移転をしていただく。こういうことをやっていくと、密集地の場合であれば、区域が移転になるとかそういう問題が生じ、道路だけの整備では、先ほど言いましたまちづくりはなかなかできない部分がございます。

これらにつきまして、やはり地域とそういうまちづくりについての意見集約をし、

また合意形成のもとに、そういうまちづくりをどういうふうにしていくかという部分に基づいた整備手法、また、これら坂地区の場合でありますと、都市再生整備計画等の面的な整備を含めた道路の先行的整備でございますが、これらを総合的に考えた取り組みをしていかなければいけないというふうには認識をしております。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） いろいろ難しい面も、町道の絡み、向こうを優先して、大きいほうですから、そういう形でうまく整備すれば、町道に認定していくというような流れにはなるんでしょうけど、そこで、じゃあちょっと1件その関係でお聞きするんですが、5年前に4次長計をつくって、生活道路を計画的に拡幅しましょうというんで、例えば行政側に、今まで何件ぐらいしたとか、そういったフォローをしておるとか、わからにゃいいんですが、そういうふうな捉え方をしてないところがあるんでしょうが、もしわかれば、町道拡幅、これぐらい今できておりますというのがあれば、例えば住民から要求があってやっとりますよと、全くないですか。その辺をちょっと聞きしたい。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 道路整備につきまして計画的にやっているかということだと思いますが、特にこれまで道路の整備、坂地区につきましては、県道を骨格としたまちづくりという中で、道路整備を面的に県道に合わせて波及させるような事業ということで、道路整備は住民合意のもと実施したものがございます。

また、地区要望の中で部分的な改良、例えばここの水路にふたをして拡幅してもらえれば通りやすくなるとか、そういった部分での要望はこれまでも聞いておりますが、地区要望の部分で、そういうふうな部分的拡幅、これらは事業交付があれば、それなりに取り組んでいるというところでございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） できるだけ、今度、長計5期をつくるときには、前回、やはりどれぐらいやったという実績が要るから、ぜひ検討しとってください。要はリスト的なものだと思います。

もう一点、地方創生のほうの一つにいう提案をさせてもらったんですが、これは私の認識では、今回の地方創生の国の出した予算的な配分、以前、1億円を各自治体に配るというので、多分、今の政府も、その当時の反省から、要はばらまきになってし

まったという反省から、今回、こういうものに具体的にちょっと地域の意見とか知恵をかりながら地方創生をやっていこう。それは何かいうたら、東京一極集中、それと日本の人口が減ってくるんだというので、国だけの施策では多分知恵が回らん。お金も大した金額じゃないな思っで見よるんですが、そういった背景のもとにいろいろ皆さんが戦略会議というのをしながらやっておるんですが、先ほどもちょっとある議員から提案がありましたが、やはり課題につながるような地方創生の対応、戦略的なものをつくらんと、要はお金をもらえるだけの目的にすると、余り新しいものがふえて、新しいだけで、ほんまにええんかいのと。やっぱりうちの、今、町の大きな課題いうたら、1万6千いう町長も人口の目標を持つとるじゃないですか。今、県有地が102軒とかそれぐらいの分譲、これ以上ふえる可能性が、県道ができりゃちょっとふえるんかもわからんけど、せいぜいあそこの県有地でも二、三百人のことですよね。到底1万6千にはおっつきません。そうなると、やはり今の平地いうのをしっかり考えていかにやいかんし、加えて地方創生もこちゃこちゃこちゃこちゃ、確かにアイデア的なものが要るんでしょうけど、それを国のほうはちょっと地方に任そうというのが今回の地方創生の提案のような気がいたします。

その辺で、とにかくこれらもやはりハード事業では難しいと。そうかもわかりませんね、ハード事業ね。ただ、その辺をやっぱりハード事業をうまく町の課題として計上する、提案するような形いうので、うまくハード事業に、要は生活道路拡幅でも、ハード事業じゃけんだめのような気がするじゃなくて、もっとほんまに町の課題として、人口問題、早く取り組んだ方がいい。そうすることによって、空き家関係も対策できるような気がするんですが、早目に手を打っていけば。だからそういう捉え方で町長のちょっと意見をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 狭隘な地域の道路の拡幅ということにつきましては、議員からも3回、4回ぐらい質問を受けておるんじゃないかと思っておりますけども、このことにつきましては、やはりその事業を実施するためには、いろいろな国の制度とかをうまく活用しながらやっていかないとできんと思うんです、町の財源だけでは。やはりそのためには、横浜なら横浜地域全体と行政が二人三脚で腹を決めて、行政もやる、しかし地域もそれをやるためなら犠牲を払ってもやるんだという、やはり強いつながりができないと、なかなか一步が前へ出てこんと私は思うんです。

例えば坂地区の県道を骨格としたまちづくりにしましても、地域住民の中で、住民協の中でそういう協議会を設けていただきまして、るる協議をしながら、また道路については地域の協力もいただきながらこれまで進めてきております。そういうことが全ての地区でできれば、それがまた各種団体、国とか県とか関係団体を説得する要因にも私はなるんだと思います。そういうことを踏まえながら、言われることはよくわかるんですが、何とかしたいな思うんですけども、するためのいわゆる解き方、それを実行するための方法がなかなか見出せないのが今のところあるわけでありまして、これにつきましては、これからも鋭意、そういう機会があれば、実現のために頑張っていきたいというふうには思っておりますし、また地方創生のことでありますけれども、これまでも一応小屋浦地区の都市再生、それから水尻地区のベイサイドビーチを骨格とした地域の活性化、ここらを柱に上げておるわけでございますけれども、当然ハード事業は地方創生ではできません。その周りに関するソフト事業を何とか組み入れてもらいたいというようなことも考えておりますし、それからきょうも質問がございました空き家とかそういう関係も、今、調査をして、2次では行政のほうをしっかり調査をし、空き家の持ち主の確認をしながら、可能なものについてはあらゆる方法を講じて利活用していきたい。そしてそのためには、町民とか、あるいは町外から町内の企業に勤めておられる方のニーズの調査もいたしておりますし、そういう方で坂へ住みたい方が多ければ、そういう方にもちゃんと情報提供したりしまして、いろんなことをこの地方創生の中でやっていきたいというふうな思いは持っておりますし、また、先ほどどなたかが質問されましたホームページの話でございますけれども、このホームページも、次年度以降、この地方創生に合わせて、今のホームページを抜本的にやり直すというようなことはもう既に内部では一応検討いたしております。きょう、企画財政課長もそういうことを申さんかったんですけども、私がそういうふうな思いで、地方創生をあわせてこういうこともやっていきたいというふうなことも、今、考えております。総合的にこれからのまちづくり、やはりこの地方創生をきっかけに、何とか議会、あるいは地域住民、各種団体、学校関係者等々と一体となって、この町が将来にわたって、町外の人が見て、坂町は元気があつていいのという、さらなるそういうまちづくりに一緒になって取り組んでいければというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　6番奥村富士雄議員から「ムラサキ麦（もち麦）を栽培し、

特産品の開発を」について質問願います。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 「ムラサキ麦（もち麦）を栽培し、特産品の開発を」の件で質問いたします。

ムラサキ麦（もち麦）は穀類の中でも食物繊維の含有率が高く、灰分やカルシウム、鉄分、ビタミンBも多く、健康食材として利用されており、坂町でも特産品として15年前から芸州坂うどん、ようよう饅頭に利用されています。

ところが、ムラサキ麦はほとんど町内で栽培されておらず、大部分が他地区からの移入物です。3年前に特産品開発ということで、地元ケーキ店が開発したもち麦焼きドーナツは坂町産のもち麦が使われておりません。このドーナツは発売以来、坂町としてのお土産用、自家用など人気商品となっていますが、坂町産のもち麦でないため、坂町の特産品となっていないのが残念でございます。

最近、町内でも若干ムラサキ麦を栽培する人が出ていますが、さらに畑や休耕地などにムラサキ麦を植えて、坂町特産品づくりを推進していくために、ムラサキ麦栽培の講習会や栽培グループの育成を行ってはどうでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ムラサキ麦（もち麦）を栽培し、特産品の開発を」の件につきましてお答えをいたします。

坂町の特産品を開発しようという有志が集まり、平成7年に特産品をつくろう会が設立され、特産品づくりが始まりました。

この活動の中で、昭和20年から30年代に町内で多くつくられていたムラサキ麦に着目をし、農業委員会の協力を得ながらムラサキ麦づくりを行い、芸州坂うどん等の商品化に至っております。

本町でのムラサキ麦づくりは、以前は展示圃場として皆様に見える農地を利用し、農業委員会協力のもと生産をしてまいりました。そのほかにも農業委員さん個人及び町内の方で興味のある方には種をお配りをして生産をしておりましたが、農業委員さん個人の生産は協力的に引き受けてはくださるものの、1年または数年でやめてしまわれる状況で、また、町内で興味のある方の生産は小規模の場合が多く、自家消費程度しか収穫できない状況でございます。

当初は、農業者が生産をしてくださることを望んでおりましたが、専業農家のない本町では主に自家消費作物を栽培されるため、ふだん食卓に上がらない作物栽培は十分に普及をいたしておりません。

御提案をされました坂町特産品づくりを推進をしていくために、ムラサキ麦栽培の講習会や栽培グループの育成を行ってにはつきましては、農業者によるムラサキ麦づくりが普及していない状況のもと、栽培農家に相応の対価が払われる見込みのないまま、やみくもにムラサキ麦栽培の講習会や栽培グループの育成を行うことには無理があるため、まずはビジネスとして成立できる販売目標等を設定し、栽培必要量を把握するとともに、坂町産のムラサキ麦の安定的な確保が必要と考えております。

本来、特産品は民間でつくるべきもので、平成7年度に特産品をつくろう会でムラサキ麦に着目をし、芸州坂うどん等を開発、販売、PR活動を行ってきており、成功ビジネスモデルを提示し、民間が主体的に取り組むことを期待をしてきましたが、特産品の原材料であるムラサキ麦栽培指導の中心となる農業委員会の廃止など、特産品を取り巻く環境が変わってきておりますことから、特産品開発における官民の役割分担を含めた方向性、あり方を整理したいというふうに考えております。

本町といたしましては、できる範囲内でそれぞれの役割を果たしながら、農地の有効利用及び特産品の開発とともに、本町の活性化や商工業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 農業者がおらんから難しいということなんですけども、そもそも農業者がおらんから難しいということは重々わかるとるつもりなんですけども、ムラサキ麦に着目した経緯から、これは実際に平成7年いうて書いとるんですが、平成6年に商工会が取り組んだ中で、当時の農業委員長である中村さんがムラサキ麦があるよと。これを使って商品をつくったらどうかというようなことで取り組んだ経緯があるわけです。

その中で、商工会でもそれ以降、例えばムラサキ麦を使ってお好みをやったりとか、クッキーつくったりをやったんですが、やはり製造業者がおらんということで、なかなか製品化にならなかったというのが現状と、それから原材料が町内で調達できんということで、製品つくっても特産品にならんということで来たわけなんです。

そうこうしとるうちに、町内でケーキ店ができたんで、そこへ何とかムラサキ麦を使った商品をつくってくれんかということでお願いしてできたのが、ようよう焼きドーナツなんです。ところが、それが特産品という名前が使えんというところが、実際に取り組んできたものからすると残念なわけです。

今、坂町で数十キロとれる今のムラサキ麦は、一部が芸州坂うどんに使われとるだけであって、芸州坂うどんはそういうことで特産品ということにはなっとるわけなんですけども、今回、そういう面で、ようよう焼きドーナツ以外の商品開発をするにしても、ムラサキ麦の原料がないということで商品開発はなかなか進んでないんですけども、さらに開発しようとする、できんことはないよというような話がある中で、坂町産のムラサキ麦を何とかできんかと。

そうすると、去年、折出元議員とか私も種をもらってつくってみたんですけども、私は植えたらすぐカラスが種食ってなかなかできんかったんですけど、一部できた。折出元議員も何キロかとれたというようなことでございまして、そういう中で、少しずつでも広げていけば、坂町産のムラサキ麦もできるんじゃないかと。ただ、植え方がわからん、栽培方法がわからん人がいらっしゃるんで、そういう人たちに対して、できたら講習会をやって、あるいは種を提供して栽培してもらおうと。例えばそれができたら、町内のケーキ店へ仕入れてもらおうというような形をとれば、少しずつ広げていけば、休耕地というか、荒地がようけあるわけで、案外商売になれば、そういうところで栽培してみようかという人もふえてくるんじゃないかと思うわけです。今、聞いたら、何人かはやってみたいのいう人はおるわけです。そういう面で、産業建設で菊の栽培は講習会をやとられるみたいなんじゃけども、それもええんじゃが、ムラサキ麦もぜひやってほしいということで今回の質問になったわけです。その点はいかがでしょう。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 御質問の趣旨から、ムラサキ麦をどんどん生産してということで答弁をさせていただきます。

そうは言いながら、今現在、町内でつくっておられる方は4名程度、これに対してまだ議員のお話によりますと、つくってみたい方がおられるということでございます。

このムラサキ麦は12月に植えつけをし、またそれを麦踏みをしなが、最終的には収穫という形になるんですが、これを、今、上条の展示圃場で元農業委員さんに手

伝っていただきながら、そういうふうな展示圃場をしておりますので、そういう機会に皆様に御案内することで、そういった興味のある方の部分を支援していければと考えております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 今回、質問したのは、12月の植えつけに間に合うようにいうことでやったわけなんです。

教育委員会なんですけど、学校では例えば稲を植えたりするじゃないですか。芋を植えたりとかいろいろあるわけですが、そういう中で、例えばムラサキ麦を植えるということも、少量じゃあるんじゃないけども、それも一つ学習効果としてあるんじゃないかと。稲を刈った後にムラサキ麦を植えると。裏作で植えるわけなんですけど、そういうこともできて、例えば麦踏みをやるとか、そういうなのは多分社会の教科書やなんかも出とることじゃろう思うんで、そういうようなものを実際に体験さすというのも非常に学習効果があると思うわけです。そういう面で言うと、このムラサキ麦というのはそういう材料ということだけでなしに、子供たちにとっても非常にいいことじゃなかろうかというふうに思っております。

特に、坂町のさっきの地域創生の中でも特産品の開発という問題が出てきた中で、梅を使ったいうても、梅も公園に生えとるだけの問題であって、やっぱり私的に町民が盛り上がっていくという意味からすると、やっぱりほいじゃあそういう講習会をやって、今回は5人じゃけども、来年は10人にしようや、20人にしようやという形で伸ばして行って、ほいじゃあその商品を提供して、今、考えておるのは、そういう菓子類と、お好み焼きを、以前、ようよう焼きいうんでフードフェスティバルなんかに出してからやったんですけども、これが何とかならんかなと。町内にお好み焼きがたくさんあるんで、もち麦を使ったお好みというのもできれば、坂町の特徴ができるんじゃないかというようなことを考えとるわけです。

そういう意味で、ひとつ前向きにやっぱりこの講習会で人を集めるということ。そう1年や2年じゃ簡単にいくとは思わんのじゃけども、前、兵庫県の福崎に行ったときに、あっこも戦後ゼロからスタートして、今ではうどんの製造工場をつくったり、そういう道の家みたいなものをつくって、それと農事法人を何か所もつくってやりよるわけです。それは計画的に生産して、こういうことでやとるわけで、時が過ぎれば、そういうことも可能じゃないかと。

特に、今、このもち麦というのは全国的に脚光を浴びて、結構特産品として開発されよるんです。そういうことを考えていったら、ぜひ坂町もせっかく取り組んできたことですから、広げていくということを、やっぱりそのきっかけづくりは役場じゃないかと。民間品が特産品をつくるいうんじゃけども、確かに民間がつくらにゃいけんのんじゃけども、やっぱりきっかけづくりを、軌道に乗せるところまでは町がかかわっていく必要があると思うんで、そこをぜひお願いしたいと。

だから、例えば10月とか11月の間に講習会をぜひやるというふうなお願いというか、実施をしていただくように、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 言われますように、ごく少数の人数からということで、やはり講習会、実地講習というような形を踏まえながら、皆様の参加を期待したいと思います。そういう意味では、広報室等による皆様に声かけ等考えていかせていただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 7番柚木 喬議員から「第6期介護保険事業計画の確認」について質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「第6期介護保険事業計画の確認」の件で質問させていただきます。

第6期介護保険事業計画は、計画期間として平成27年度から平成29年度までの3年間とされ、団塊の世代が75歳となる平成37年度を見据えた計画とされていますが、添付資料1、2に基づき現状認識と将来予測について伺います。この資料には添付資料が2枚ございます。

1点目に、第6期においては置き去りにされている地域密着サービス整備が軸になると思いますが、グループホーム定員18人と、このたび新設の特養小屋浦定員29人では手薄ではないか、見解を伺います。

2点目に、この計画において、平成37年度までの予定は上記定員47人体制で臨むとしておられますが、急ピッチで進む認知症の予防数値はどの程度加味し、対策ができるのかを伺います。

3点目に、添付資料の2枚は、平成25年度保険給付費実績政府統計ですが、別表には坂町が主体的に取り組むべき坂町民を守るための地域密着サービスの全体を占め

る割合を表示しておりますが、5.7%と余りにも低過ぎると思います。町の中では県下最下位、どう認識されているのかを伺います。

4点目に、別表1は、その構成内容ですが、この中で出おけているのが小規模多機能居宅介護で、近隣他町を模範に、広島県平均3.4%は確保すべきであるが、見解を伺います。

次に、表の概略の説明を実施させていただきます。

別表1でございますが、これは25年度における介護保険事業状況給付一覧表でございます。上段に坂町、全国、広島県、府中町、海田町、熊野町を上げまして、左側の項目でございますけども、21項目までございます。その中の9項目は今回の議題に上げさせてもらっている地域密着介護サービスの合計値でございます。問題点としている中段13行目と14行目は、小規模多機能云々等の内容が記されております。

別表2の概略説明を行います。

これは、保険者別、23市町村でございますが、それを縦に並べております。その地域密着型サービスの割合を出しております。

一番右側には給付費の総額とその合計数値を案分したのがあります。それで比率を出したものが何%ということで、本町は5.7%になっております。この帳票はともにもイースタットという政府からの統計の窓口からとった実数値でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「第6期介護保険事業計画の確認」に件についてお答えをいたします。

本町では高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療と介護が連携した地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおりますが、特に第6期介護保険事業計画では、団塊の世代が75歳となる平成37年度を見据え、持続可能な介護保険制度の運営を軸とした計画を策定をいたしております。

御質問1点目の、地域密着型サービスについて、現在のグループホーム18人、小規模特別養護老人ホームの29人では手薄ではないかでございますが、町民の皆様の負担を伴う介護保険施設等の整備、とりわけ町民限定のサービスである地域密着型サービスの整備につきましては議会とも議論を重ね、第4期及び第5期介護保険事業計

画を策定をいたしました。

この計画策定においては、各地区住民福祉協議会を対象に説明会を開催をし、保険料に影響を及ぼすことを含め、町民の皆様の御意見を伺いながら必要な整備量を慎重に検討し整備を行っており、整備量につきましては適応しているものと考えております。

御質問2点目の、平成37年度までの予定は現体制で臨むこととしているが、急ピッチで進む認知症の対策はできるのかでございしますが、本計画は平成37年度の本町の状況を見据え、中長期的な視野に立ち、平成27年から平成29年度の計画を策定をいたしております。

認知症は5人に1人が発症すると言われていた中、平成37年度を見据えて認知症の予防、認知症初期集中支援チームの設置等、段階的な取り組みを実施し、持続可能な介護保険制度の運営を行ってまいります。

御質問3点目の、平成25年度の介護給付費全体に占める地域密着型サービスの割合が5.7%で余りにも低過ぎる、どう認識をしているのかでございしますが、本町におきましては、第5期介護保険事業計画に基づき、本年度より地域密着型施設である小規模特別養護老人ホームが稼働いたしましたことにより、この数値は計画値において9.8%を見込んでおります。数値のみでサービスが十分であるか、手薄であるか等を判断するのではなく、本町の実情に合った形でその施策を進めていくことが必要であると考えております。

御質問4点目の、小規模多機能型居宅介護サービスを全体の給付費に対し広島県平均の3.4%は確保すべきではないかとありますが、以前にもお答えをいたしました。小規模多機能型居宅介護が包括的に提供する訪問介護、通所介護、ショートステイといった介護サービスは、坂町社会福祉協議会や民間事業所においてそれぞれ個別には提供できており、新たに小規模多機能居宅介護事業所を設置することなく、同様のサービスが提供できている状況にございます。

また、第3期介護保険事業計画策定において整備構想を盛り込み、整備に向けて先行事例などの情報収集を行いました。採算性や専門職員の確保で課題が多いことで実現に至っていないという経緯もございます。

安易な介護保険施設等の整備による施設過多は大幅な介護保険料の増額を招くものであり、慎重に進めていかなければなりません。

本町の介護保険事業計画では、医療と介護の連携等の取り組みをさらに本格化し、地域包括ケアシステムの確立を目指し、自助、共助、公助の連携による地域福祉活動の活性化により、住みなれた地域で安心して生活できるまちづくりを目指してまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） まず、町長、伺うんですが、この5.7%という数字、別表2の黄色い部分なんですけど、残念ながら町の中では最下位で、上のほうで竹原市が5.6ということで、何かこの数字は不本意じゃないかと思うんで、いうのが、地域密着サービスは、たしか平成17年からスタートしてきたんですよね。だから七、八年もたってるんですよ。この間、いろいろと担当課長、部長がいろいろと変わられたと思うんですけども、その分の実績が5.7なんですよね。これは何か町民に対して私は謝らんといけんのじゃないかと思うんですが、町長、どんなですか。

○議長（川本英輔議員） 増木健康保険課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたように、こちらの数値につきましては、まだ坂町が地域密着型サービスを稼働してない場合の数値でございます。稼働いたしました後は、計画値でございますが9.8%ということで見込んでおります。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今の答弁はちょっとおかしいんです。25年度までということで私は限定されているんで、あくまでも、今回、小屋浦特養ができたことによって、今、答弁がございました9.8%ですか、それはわからんことはないんです。それがおくれてるんじゃないかいうことを私は申し上げてるんです。そういうことでございます。

それからもう一つ、2点目の質問でございますけども、保険料の件でございます。過去、いろいろと介護の一般質問をさせてもらう中で、ことごとく保険料を上げないと施設はできないと言われてきた。今回の答弁でも、安易な介護保険施設の整備は大幅な介護保険料の増額を招くというような回答がございました。確かにそういうようなことが言えると思うんですが、ちょっと別表1の一番下を見てください。

別表1下に、統計でないことをちょっと情報として参考として載せております。これは6期の介護保険料ということで5,730円、基準月額でございますね、これ。だから上の対比とはちょっとならんとは思いますが、対等な介護保険料を取って、例えば府中町さんでは16.7、府中町さんは5,741円でうちよりも安いんですけども、介護保険料のサービスの計は16.7まで上げられているということでございます。ちょっとこれがうちは5.7よというようなことで、その中にも小規模多機能とかなんかが全部含まれているわけでございます。したがって、私は保険料を上げなくては施設はできないという言葉は、そういうふうに全く思わないんです。やっぱり努力をみんな他町はされていると思うんです。そういうようなことで、ちょっと保険料と施設の関係の確認をしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 増木健康保険課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

こちらのほうの議員が示されている別表1の介護保険料と、地域密着型サービスの関係でございますけれども、これは介護保険料は第6期を示したものでございます。地域密着型サービスのサービス料は、まだこれは第5期のもので示されたものでございますので、これを安易に比較することというのはちょっと違うと見解を持っております。

サービス料がふえますと、介護保険料はやはり上がってまいります。坂町においては、地域に即した坂町の実態に合ったものを考えた上で、地域密着型の施設サービスも提供をいたしておりますので、サービス料とこの表において保険料を対比することについては、ちょっと次元の違うところでの対比ではないかと考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時17分）

（再開 午後 2時18分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 増木健康保険課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

介護保険料につきましては、サービス料の50%を介護保険料で負担をいたします。

坂町の場合については、やはり地域性もございますので、サービス料に対しての介護保険料を算定するときに、地域地域の所得の段階がございます。坂町につきましてはやはり高齢者が多いということで、そういった低所得の方というのがやはり多くいらっしゃると思いますので、介護保険料についても高くなってまいるような傾向にございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今の答弁、今の保険料は確かに私が書いた参考の保険料の数値ですけども、これは今のを書いたんですけども、府中町においては、第5期は5,533円なんです。当然右肩上がりの状況を示しているわけで、あくまでも今のを参考にしたわけですから、そういうのをちょっと理解してください。それは上と下を比較したらだめでというんだけど、全て保険料は上がっているんです。そういうようなことで参考に出しただけです。

それでちょっと3点目の質問に入ります。

認知症の件でございますけども、いろいろと御存じだと思うんですが、国の推計によりますと、認知症高齢者は1年に1万3千人ふえるといってるんですよ。それ以外に予備軍でいっぱいおるということを言っているわけですよ。それで坂町の数字を単純に想定しますと、これをいろいろとやったら、やっぱり10年には30人以上の人がふえる勘定になるんですね、いわゆる認定者ということで考えると。

ちょっと別表1を見てもらったらと思うんじゃないけども、認知症の施設は、先ほどもちょっと質問させてもらったように、13とか14の小規模多機能と、いわゆるグループホーム、これが対象になるんですよ。それでやはりこれは、県の平均でも3.4%、小規模多機能ですけど、ウエートがいつているんで、うちはゼロ%なんよね。だから、これ、ちょっと数値だけを、今、こういうふうに追っかけさせてもらってるんですけども、やはりこれは何がしかのものの対策を打つべきじゃないかと思うんですが、どんなですかね。

○議長（川本英輔議員） 増木健康保険課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 議員御指摘いただきました小規模多機能型居宅介護支援事業所でございますが、これは先ほど町長の答弁にもございましたように、ホームヘルパー、訪問介護、それからあとは通所サービス、ショートステイ、デイサービス等が総括的に提供される施設でございます。

坂町におきましては、社会福祉協議会、また近隣の民間業者におきまして、それぞ

れのサービスが既に提供をされておりまして、不足しているという状況ではございません。

また、この小規模多機能型を建設いたしました近隣市町のほうにも確認をとらせていただきました。これは、定員が29名でございます。この市町におきましても、この運営について苦慮されておりまして、定員を29名から11名程度に減少されるどうか、もしくは休止されている施設もあるというふうに伺っております。

坂町においてなぜゼロ%なのかということですが、やはりそれは、坂町においては、そういった個々のサービスが提供できる施設、事業所があるということで、小規模多機能の必要性については、第3期でも検討いたしました。採算性もとれないということで実現には至っておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） だから結局、小規模多機能にこだわるんですけど、これが全ての対策かどうかというのはなかなか中身がいろいろとあろうかと思うです。ただ、6期の介護事業計画においては、全然これをつくらんってんです。だから27年から37年までつからないとしてるんじゃないけど、この辺の感覚は正しいんですか。ちょっと計画の中でどんな読み方をされているのか教えてください。

○議長（川本英輔議員） 増木健康保険課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

小規模多機能型でございますが、先ほども申しましたように、やはり坂町においては、小規模多機能で提供される個々のサービスが、既に各事業所において提供されております。そしてまた、この小規模多機能につきましては、例えば利用者さんが利用されるに当たっては、訪問介護、デイサービス、ショートステイ、これを総括して月額幾らということで利用者さんが支払うことになります。よって、サービスを必要としないものについても、利用者が払わなければならないというような状況も起きてまいります。

坂町においては、やはり利用者さん、住民が必要なサービスを必要な量だけ受けられるような方向に持って行くことが必要と考えておりますので、小規模多機能の計画は、第6期につきましても考えてはおりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 最後、質問させてください。

つまり認知症についてはいろいろと徘徊とかさまざまなことが取りざたされているわけですね。だから居宅サービスで訪問して治しているよというようなことを言いたいんでしょうけど、意外とそうじゃないんじゃないかと思うんです。グループホームと小規模多機能もある程度会員制で云々というのがありますが、やはりある程度施設をやっぱりつくって、最小限のものをしなきゃいけないと思うんです。そういうようなことを私は思います。

最後に、これは当然町長はあれですか、6期介護保険事業計画の見直しは、町長はしてないですか。私はちょっとそれをしてほしいと思うんです。それは何かいうたら、地域包括ケアシステムというのはもう次に構えてるんですけども、やはりまだ医療より看護の足元を確認するというのが先じゃないかと思うんです。だからもうちょっと地域密着型サービスを拡充すべきだと思うんで、その辺の見直しはどういうふうに行われているんですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 6期の見直しの折には、また専門的な方々、また町内の有識者の方々、あらゆる方々の御意見を伺いながら、その時代時代にふさわしい検討、見直しをできるものはしていきたいというふうに思っておりますし、先ほど保険健康課長申しましたが、いわゆる過剰な施設が日本国内できておるところもありまして、もう既にあいておるようなところがございます。今、国のほうはCCRCといいまして、逆に都会の高齢者を地方のそういうあいた施設へ迎え入れると、何とか国のほうが若干の支援をしてやるとかいう、そういうふうな状況にもなっておるということも認識をいたしながら、総合的に対応していきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 以上で一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

再開は2時40分とさせていただきます。

（休憩 午後 2時26分）

（再開 午後 2時40分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2 議案第50号「平成26年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第3 議案第51号「平成26年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第4 議案第52号「平成26年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第5 議案第53号「平成26年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6 議案第54号「平成26年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の件の5議案を一括議題といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

日程第2 議案第50号から、日程第6 議案第54号までを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第50号「平成26年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第51号「平成26年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第52号「平成26年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第53号「平成26年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第54号「平成26年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」一括して御説明を申し上げます。

平成26年度の一般会計決算は、歳入について、町税及び地方交付税収入が前年度を上回り、歳出につきましても、経費の削減に努めたことなどから、実質収支は黒字決算となりました。

歳入歳出決算書の149ページをお開きください。

歳入総額64億1,044万6,813円、歳出総額61億9,908万1,977円、歳入歳出差引額2億1,136万4,836円となり、翌年度へ繰り越すべき財源7,581万2千円を控除した実質収支額は1億3,555万2,836円になりました。前年度に比べ歳入決算額は2億7,357万463円、率にして4.5%の増となり、歳出決算額は4億525万6,148円、率にして7%の増となっております。

それでは、歳入につきまして概要を御説明申し上げます。

15ページの町税は23億9,677万1,568円で、前年度に比べ1億3,883万8,775円、率にして6.1%増となりました。また、徴収率は96.4%となっております。

19ページの地方交付税は8億5,100万6千円で、前年度に比べ2,123万4千円、率にして2.6%の増となりました。

25ページからの国庫支出金は、児童手当負担金、都市再生整備計画事業などの実施により8億5,010万9,263円となりました。

37ページの繰越金は、大規模事業基金繰越金などにより3億2,600万436円となりました。

45ページの町債は、臨時財政対策債、防災事業債など3億8,271万5千円となりました。

次に、歳出につきまして概要を御説明を申し上げます。

総務費では、53ページの財政管理費が、基金への積み立て等により5億5,866万8,494円となっております。

民生費では、69ページの老人福祉費が、広島県後期高齢者医療広域連合療養給付費、介護保険事業及び後期高齢者医療特別会計への繰出金等により3億7,682万4,307円、77ページの保育所費が、私立保育園運営費、民間保育所施設整備補助金などにより5億5,802万6,804円となっております。

土木費では、103ページの道路新設改良費が、都市再生整備事業計画、ウォーキングトレイル等事業により繰越明許費を含め1億2,607万1,109円、107ページの公共下水道費が、下水道事業特別会計繰出金により2億2,299万円となっております。

教育費では、119ページの小学校費、123ページの中学校費におきまして、各小中学校の施設維持管理及び教育振興に係る経費を合わせ1億2,727万3,966円となっており、139ページの体育施設費では、町民交流センター整備事業により繰越明許分も含め7億8,231万2,466円となっております。

147ページの公債費は4億5,622万6,045円となりました。

次に、国民健康保険事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

183ページをお開きください。

歳入総額16億4,105万4,824円、歳出総額16億1,518万74円、実質収支額2,587万4,750円となっております。前年度に比べ歳入決算額は1億1,025万2,366円、率にして6.3%の減となり、歳出決算額は1億657万9,669円、率にして6.2%の減となっております。

歳入では、161ページの国民健康保険税が2億8,758万4,190円で、前年度に比べ3.2%の減となっております。

歳出では、171ページの保険給付費が11億5,649万6,360円で、前年度に比べ8.7%の減となっております。

次に、下水道事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

201ページをお開きください。

歳入総額7億8,947万4,565円、歳出総額7億8,843万8,667円、歳入歳出差引額103万5,898円となり、翌年度へ繰り越すべき財源14万1千円を控除した実質収支額は89万4,898円になりました。前年度に比べ歳入決算額は2,747万8,135円、率にして3.6%の増となり、歳出決算額は3,236万3,578円、率にして4.3%の増となっております。

歳入では、191ページの公共下水道使用料が2億7,052万4,754円で、前年度に比べ1.0%の減となっております。

歳出では、197ページの事業費が1億8,025万3,658円で、前年度に比べ29.2%の増となっております。

次に、介護保険事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

227ページをお開きください。

歳入総額11億9,155万3,668円、歳出総額11億6,368万2,329円、実質収支額2,787万1,339円となっております。前年度に比べ歳入決算額は7,722万4,395円、率にして6.9%の増となり、歳出決算額は6,060万8,125円、率にして5.5%の増となっております。

歳入では、209ページの保険料が2億3,570万6,688円で、前年度に比べ3.4%の増となっております。

歳出では、219ページの保険給付費が11億920万4,320円で、前年度に比べ4.6%の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

243ページをお開きください。

歳入総額1億5,501万174円、歳出総額1億5,380万2,873円、実質収支額120万7,301円となっております。前年度に比べ歳入決算額は463万9,064円、率にして3.1%の増となり、歳出決算額は411万7,706円、率にして2.8%の増となっております。

歳入では、235ページの後期高齢者医療保険料が1億2,258万353円で、前年度に比べ0.8%の増となっております。

歳出では、239ページの後期高齢者医療広域連合納付金が1億5,293万215円で、前年度に比べ2.9%の増となっております。

最後になりましたが、今後の行財政運営に当たりましては、監査委員さんの御意見を尊重し、経費の節減、合理化と施策の重点化を図るとともに、中長期的な観点から財源の年度間調整に留意をしつつ、多様な行政需要に対処してまいり所存でございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 続いて、平成26年度坂町決算審査意見書が監査委員から提出されておりますので、報告を受けます。

奥村監査委員。

○6番（奥村富士雄議員） 平成26年度坂町決算書の審査報告を行います。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成26年度一般会計、国民健康事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書及び関係書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

審査は、坂町代表監査委員である西本昭孝氏、並びに私、奥村富士雄の2人で実施しました。

審査した期間は、平成27年7月1日から7月29日まで、審査実施日数11日間でした。

審査の着眼点として、係数の確認、決算書と各種の関係諸帳簿及び証拠書類等を照合し、金額及び計算に誤りがないかどうかについての確認を行いました。

2、歳出歳入予算の執行状況、事業の実施状況、審査に際しましては、会計管理者及び各課の課長等関係職員の出席を求め、事業が予算計上目的に沿って合理的、効果的かつ経済的に執行されているかについて審査を行いました。

結論といたしましては、一般会計及び各特別会計の歳入歳出について、決算書、関係帳票類等の提出を受け、必要に応じ説明を求め調査した結果、財政収支は一般会計、国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計とも黒字決算となっており、配分された予算は予算目的に沿って適正かつ効率的に執行され、所期の目的を達成しているものと認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、それぞれの説明を終わります。

お諮りいたします。

議案第50号から議案第54号までの決算認定につきましては、議長の私と監査委員である奥村議員を除く10人の委員で構成する平成26年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

したがって、本件については、10人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成26年度決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、1番光岡議員、2番末吉議員、3番岡本議員、4番中川議員、5番主枝議員、7番柚木議員、8番三登議員、9番瀧野議員、10番中議員、11番大田議員、以上10名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、平成26年度決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいまから平成26年度決算審査特別委員会において正副委員長を互選していただき、その結果を議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時01分)

(再開 午後 3時01分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 互選の結果が議長に通知されましたので、報告いたします。

委員長に大田議員、副委員長に瀧野議員がそれぞれ選任されております。

それでは、特別委員会の設置が整いましたので、審査日程は9月9日、10日の2日間に決定いたしました。

平成26年度坂町一般会計及び各特別会計の決算の認定5件を決算審査特別委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

平成26年度決算審査特別委員会の審査の間、本議会を休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

したがって、9月9日から9月10日までの2日間、休会とすることに決定しました。

なお、再開は9月11日、午後4時の予定といたしております。

これで本日の会議を休会します。

○議会事務局長（大島英司君） 皆様、御起立をお願いいたします。

(起立)

○議会事務局長（大島英司君） 一同、御礼。

(休会 午後3時03分)